

河川の管理に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 30 年 1 月

総務省関東管区行政評価局

# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	河川の適正な管理	2
(1)	河川管理施設等の適正な維持管理	2
ア	河川管理施設、許可工作物の適正な管理	2
イ	河川の維持管理に関する履歴の適切な記録	17
(2)	河川区域内の土地の不法占用等の解消	23
ア	不法占用への対応	23
イ	ホームレスへの対応	42
(3)	不法係留船対策の推進	57
(4)	占用許可申請等の適正化	85
2	海岸での防御と一体となった津波・高潮対策の推進	98

# 図表等目次

## 1 河川の適正な管理

### (1) 河川管理施設等の適正な管理

#### ア 河川管理施設、許可工作物の適正な維持管理

表 1-(1)-ア-①	関係河川法令（抜粋）	5
表 1-(1)-ア-②	国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」 （平成 27 年 3 月改定）（抜粋）	6
表 1-(1)-ア-③	河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政 発第 67 号建設事務次官通達）（抜粋）	8
表 1-(1)-ア-④	「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」（平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室）（抜 粋）	8
表 1-(1)-ア-⑤	前回調査所見表示事項の主な改善事例（河川管理施設）	9
表 1-(1)-ア-⑥	水門付近の護岸に土砂が堆積し、安全保持のため十分な柵 の高さが確保できていない事例	11
表 1-(1)-ア-⑦	樋門の堤外水路に放置された不法係留船が出水等により流 出した場合、ゲート部を閉塞するなど、樋門の機能に支障が生 ずるおそれがある事例	12
表 1-(1)-ア-⑧	堤防の法面に掘削を伴う植栽が行われており、堤体が損傷 を受けるおそれがある事例	13
表 1-(1)-ア-⑨	前回調査所見表示事項の主な改善事例（許可工作物）	14
表 1-(1)-ア-⑩	占用許可区域内において、許可外の施設設置等がみられる 事例	14
表 1-(1)-ア-⑪	占用許可区域内において、許可を受けずに土地を掘削して いる事例	14
表 1-(1)-ア-⑫	占用許可を受けて設置している栈橋の上に、占用許可申請 では設置することとされていない小屋が設置されている事例 .....	15
表 1-(1)-ア-⑬	占用許可区域内において、占用許可申請では設置すること とされていないコンテナが設置されている事例	16

#### イ 河川の維持管理に関する履歴の適切な記録

表 1-(1)-イ-①	国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」 （平成 27 年 3 月改定）（抜粋）	19
表 1-(1)-イ-②	河川カルテ作成要領（平成 24 年 5 月 17 日改定）（抜粋）	19

表 1-(1)-イ-③ 調査対象河川事務所・出張所における経時カルテの作成 状況	21
表 1-(1)-イ-④ 調査対象河川事務所・出張所における施設カルテの作成 状況	22

## (2) 河川区域内の不法占用等の解消

### ア 不法占用への対応

表 1-(2)-ア-① 関係河川法令（抜粋）	27
表 1-(2)-ア-② 国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」 （平成 27 年 3 月改定）（抜粋）	28
表 1-(2)-ア-③ 関東地方整備局管内における不法占用等の状況	29
表 1-(2)-ア-④ 河川区域内の小屋等の不法工作物等が撤去されている事例	30
表 1-(2)-ア-⑤ 河川区域に家屋や小屋等の不法工作物が設置されている 事例	31
表 1-(2)-ア-⑥ 低水路に栈橋、釣り台等が設置されている事例	33
表 1-(2)-ア-⑦ 不法耕作が解消された事例	36
表 1-(2)-ア-⑧ 河川区域にある国有地で広範囲にわたって不法耕作が行わ れている事例	37
表 1-(2)-ア-⑨ 河川区域に産業廃棄物や建設残土等が堆積されている事例	40

### イ ホームレスへの対応

表 1-(2)-イ-① 関係法令（抜粋）	46
表 1-(2)-イ-② ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 27 年 3 月一部改正）（抜粋）	47
表 1-(2)-イ-③ 関東地方整備局管内のホームレスの人数	49
表 1-(2)-イ-④ ホームレス対策に関する行動計画（平成 16 年 10 月関東地 方整備局河川部）	49
表 1-(2)-イ-⑤ 荒川下流河川事務所におけるホームレス合同巡視の概要	52
表 1-(2)-イ-⑥ 指導に基づき退去したホームレスの事例（平成 27 年 4 月 1 日以降）	52
表 1-(2)-イ-⑦ 自立支援センターに入居又は就職・定住に結びついた事例 （平成 27 年 4 月 1 日以降）	53
表 1-(2)-イ-⑧ 国に対する地方公共団体の意見等	53
表 1-(2)-イ-⑨ ホームレスの傾向の把握	54
表 1-(2)-イ-⑩ ホームレスによる不法占用面積	55
表 1-(2)-イ-⑪ 不法占用面積が大きいホームレス（上位 10 人）	56
表 1-(2)-イ-⑫ 起居期間別ホームレス数及び平均年齢（就労の意思あり）	56
表 1-(2)-イ-⑬ 年代別ホームレス数及び平均起居期間（就労の意思あり）	56

### (3) 不法係留船対策の推進

表 1-(3)-①	関係河川法令（抜粋）	63
表 1-(3)-②	国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」（平成 27 年 3 月改定）（抜粋）	65
表 1-(3)-③	行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）	67
表 1-(3)-④	「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日付け建設省河政発第 16 号河川局長通達）（抜粋）	67
表 1-(3)-ア-①	関東地方整備局管内及び調査対象河川事務所の不法係留船数の推移（平成 25 年度～28 年度）	69
表 1-(3)-ア-②	平成 28 年度における関東地方整備局管内の不法係留船の状況	69
表 1-(3)-ア-③	調査対象河川事務所が管轄する河川において当局が現地調査により把握した不法係留船の状況	69
表 1-(3)-イ-①	平成 23 年度から 25 年度までの監督処分及び簡易代執行の実施件数	74
表 1-(3)-イ-②	利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所における河川水面利用調整協議会設置状況及び不法係留対策計画策定状況	74
表 1-(3)-イ-③	利根川下流部係留船対策計画（平成 17 年 7 月 29 日利根川下流部水面利用協議会）の計画内容等	74
表 1-(3)-イ-④	利根川下流河川事務所銚子出張所における不法係留船への対応状況	76
表 1-(3)-ウ-①	埼玉県が管理する指定区間における不法係留船舶数の推移と主な不法係留船対策の対応状況	78
表 1-(3)-ウ-②	埼玉県船舶の放置防止に関する条例（平成 20 年条例第 24 号）（抜粋）	79
表 1-(3)-ウ-③	千葉県内の全公共水域における不法係留船舶数の推移	81
表 1-(3)-ウ-④	千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成 14 年条例第 41 号）（抜粋）	81

### (4) 占用許可申請等の適正化

表 1-(4)-①	関係河川法令（抜粋）	87
表 1-(4)-②	河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）（抜粋）	87
表 1-(4)-③	「河川法に基づく許可書の様式及び占用標識等の規格について」（平成 28 年 3 月 28 日付け国関整水第 426 号関東地方整備局長通知）が定める「占用標識等の規格について」（抜粋）	89
表 1-(4)-④	江戸川河川事務所において占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている事例	90
表 1-(4)-⑤	利根川下流河川事務所において占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている事例	92

表 1-(4)-⑥ 荒川上流河川事務所において占用許可の更新申請がされておらず 期限切れとなっている事例	92
表 1-(4)-⑦ 前回調査所見表示事項の主な改善事例	93
表 1-(4)-⑧ 河川占用許可標識が設置されていない事例	94
表 1-(4)-⑨ 複数の場所の施設について一括して占用許可を受けている施設 のうち、一部の施設に河川占用許可標識が設置されていない事例	94
表 1-(4)-⑩ 複数の場所の施設について一括して占用許可を受けている施設 のうち、一部の施設に河川占用許可標識が設置されていない事例 .....	95
表 1-(4)-⑪ 河川占用許可標識の記載事項が適正でない事例	96

## 2 海岸での防御と一体となった津波・高潮対策の推進

表 2-① 関係河川法令（抜粋）	101
表 2-② 国土交通省関東地方整備局「利根川水系利根川・江戸川河川整備計 画【大臣管理区間】」（平成29年9月変更）（抜粋）	102
表 2-③ 「河川津波対策について」（平成23年9月2日付け国水河計第20号、 国水治第35号水管理・国土保全局河川計画課長、治水課長通知） （抜粋）	104
表 2-④ 「設計津波の水位の設定方法について」（平成23年9月2日付け23農 振第1154号、23水港第1068号、国水海第2号、国港海第58号農林水産省 農村振興局整備部防災課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土 交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長、国土交通省港湾局海 岸・防災課長通知（抜粋）	108

# 第 1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

河川は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 1 条において、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することとされている。また、同法第 2 条第 1 項において、河川は公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、同法第 1 条の目的が達成されるように適正に行われなければならないとされている。

関東管区行政評価局は、平成 26 年度に、河川の適正な管理を推進する観点から、河川管理施設等の維持管理、河川の不法占用等への対応、占用許可事務の実施、海岸での防御と一体となった河川津波対策の推進について、行政評価・監視（以下「前回調査」という。）を実施し、その調査結果に基づき、同年 7 月に関東地方整備局に対し必要な改善措置を講ずるよう所見表示している。

本行政評価・監視は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、当局が前回調査で通知した事項の改善状況及びその後新たに発生し又は把握された事項等について、関東地方整備局による河川管理の取組状況等を調査し、関係行政の更なる改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

関東地方整備局

### (2) 関連調査等対象機関

茨城県、埼玉県、千葉県、関係地方公共団体

## 3 担当部局

関東管区行政評価局

## 4 調査実施時期

平成 29 年 8 月～30 年 1 月

〔現地調査実施日〕

利根川上流河川事務所管内:平成 29 年 10 月 6 日

利根川下流河川事務所管内:平成 29 年 9 月 13 日、11 月 2 日

江戸川河川事務所管内:平成 29 年 8 月 23 日、9 月 14 日、29 日、10 月 18 日

荒川上流河川事務所管内:平成 29 年 8 月 18 日、9 月 8 日、10 月 17 日

## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 河川の適正な管理

#### (1) 河川管理施設等の適正な維持管理

##### ア 河川管理施設、許可工作物の適正な管理

所見表示	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>河川管理施設は、河川法第3条第2項の規定に基づき、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設とされている。また、許可工作物は、同法第13条第1項の規定に基づき、同法第26条第1項の規定に基づく河川管理者の許可を受けて設置される工作物とされている。</p> <p>河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川法第15条の2第1項の規定に基づき、河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならないとされている。</p> <p>河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項については、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第9条の3の規定に基づき、次のように定められている。</p> <p>① 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>② 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。</p> <p>③ ダム、堤防、可動堰、水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等の点検は、1年に1回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>④ 点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>表1-(1)-ア-①</p> <p>表1-(1)-ア-①（再掲）</p> <p>表1-(1)-ア-①（再掲）</p>
<p>また、国土交通省は、「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」（平成23年5月11日付け国国情第1号国土交通省河川局長通知。以下「河川砂防技術基準」という。）を定め、河川の状態を把握するため、基本データの収集、平常時及び出水時の河川巡視、出水期前・台風期・出水後の点検及び機械設備を伴う河川管理施設の点検を実施するとともに、河川巡視により異常を発見した場合は、直ちにその状況を把握し、河川カルテ等に記録し、適切に是正することが重要であるとしている。</p> <p>上記河川砂防技術基準を受け、関東地方整備局は、「関東地方整備局平常時</p>	<p>表1-(1)-ア-②</p>

<p>河川巡視規則」(平成23年12月26日付け国関整河管第126号関東地方整備局長通知)及び「関東地方整備局出水時河川巡視規則」(平成23年12月26日付け国関整河管第127号関東地方整備局長通知)を定め、管内の各河川事務所及び河川国道事務所(以下「河川事務所」という。)並びに出張所は、これらの巡視規則に基づき、河川巡視及び点検を行うこととしている。</p>	
<p>なお、河川法第24条に定める河川区域内の土地の占用の許可については、「河川敷地占用許可準則」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達)に基づき、また、同法第26条に定める河川区域内の土地における工作物の新築等の許可については、「工作物設置許可基準」(平成6年9月22日付け建設省河治発第72号建設省河川局治水課長通達)に基づき、関東地方整備局・河川事務所・出張所において、許可に関する審査等が行われている。</p>	<p>表1-(1)-ア-③</p>
<p>このような許可工作物については、河川砂防技術基準において、当該許可を受けて施設を設置している者(以下「許可受者」という。)が点検し、必要な対策を行うことを原則として、河川管理者はその設置に当たり、適切な維持管理が行われるよう審査するとともに、設置後の指導・監督等を必要に応じて適切に行う必要があるとされている。河川事務所及び出張所は、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」(平成26年3月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室)に基づき、出水期前点検において、許可工作物の設置者と合同で点検を行う「履行検査」を毎年5月頃に実施するとしている。</p>	<p>表1-(1)-ア-②(再掲)</p> <p>表1-(1)-ア-④</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における河川管理施設等の維持管理状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p>	
<p>(ア) 河川管理施設</p> <p>前回調査において、当局が指摘した3事例のうち、2事例は関東地方整備局により改善されている。</p>	<p>表1-(1)-ア-⑤</p>
<p>しかし、柵の破損箇所の修繕及び土砂の除却は行ったものの、土砂が堆積しやすい場所であることから、再び水門付近の護岸に土砂が堆積し、安全保持のため十分な柵の高さが確保できていないものが1事例(江戸川河川事務所)みられた。</p>	<p>表1-(1)-ア-⑥</p>
<p>また、今回の調査において、新たに次の状況がみられた。</p> <p>① 樋門の堤外水路に放置された不法係留船が出水等により流出した場合、ゲート部を閉塞するなど、樋門の機能に支障が生ずるおそれがあるもの：1事例(利根川下流河川事務所)</p>	<p>表1-(1)-ア-⑦</p>
<p>② 堤防の法面に掘削を伴う植栽が行われており、堤体が損傷を受けるおそれがあるもの：1事例(江戸川河川事務所)</p>	<p>表1-(1)-ア-⑧</p>

<p>(イ) 許可工作物</p> <p>前回調査において、当局が指摘した7事例のうち、6事例は改善されている。</p> <p>しかし、占有者が存置するとした工作物の手続（占有許可の変更）には至っておらず、占有許可区域内において、許可外の施設設置等がみられるものが1事例（江戸川河川事務所）みられた。</p> <p>また、今回の調査において、新たに次の状況がみられた。</p> <p>① 占有許可区域内において、許可を受けずに土地を掘削しているもの：1事例（利根川下流河川事務所）</p> <p>② 占有許可を受けて設置している栈橋の上に、占有許可申請では設置することとされていない小屋が設置されているもの：1事例（江戸川河川事務所）</p> <p>③ 占有許可区域内において、占有許可申請では設置することとされていないコンテナが設置されているもの：1事例（荒川上流河川事務所）</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、更に次の措置を強化する必要がある。</p> <p>① 河川巡視及び点検において、河川管理施設の損傷等によりその機能の維持に支障が生ずるおそれが認められた場合は、速やかに是正措置を講ずること。</p> <p>② 占有許可施設については、占有許可の条件が遵守されるよう、許可受者に対する指導を徹底すること。</p>	<p>表1－(1)－ア－⑨</p> <p>表1－(1)－ア－⑩</p> <p>表1－(1)－ア－⑪</p> <p>表1－(1)－ア－⑫</p> <p>表1－(1)－ア－⑬</p>
---	---

表1-(1)-ア-① 関係河川法令 (抜粋)

○ 河川法 (昭和39年法律第167号)

(目的)

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第2条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(河川及び河川管理施設)

第3条 (略)

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(河川管理施設等の構造の基準)

第13条 河川管理施設又は第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2 (略)

(河川管理施設等の維持又は修繕)

第15条の2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2・3 (略)

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 (略)

○ 河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第9条の3 法第15条の2第2項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

表1-(1)-ア-② 国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」（平成27年3月改定）（抜粋）

第4章 河川の状態把握

第1節 一般

<考え方>

自然公物である河川の維持管理は、状態把握を行いつつその結果を分析、評価して対策を実施することから、河川の状態把握は特に重要である。河川の状態把握として実施する項目は、基本データの収集、平常時及び出水時の河川巡視、出水期前・台風期・出水後等の点検、及び機械設備を伴う河川管理施設の点検に分けられる。

(1)～(5) (略)

第2節 (略)

第3節 (略)

第4節 河川巡視

4.1 一般 (略)

4.2 平常時の河川巡視

<考え方>

平常時の河川巡視は、河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行うものである。

巡視により、異常を発見した場合は、ただちにその状況を把握し、河川カルテ等に記録し、適切に是正することが重要である。

(1) 一般巡視と目的別巡視

平常時の河川巡視は、あらかじめ設定した巡視項目について巡視を行う一般巡視と、巡視項目、目的、場所等を絞り込んだ目的別巡視に分類される。河川は延長が長く面積も広大であるため、不法係留等の状況や、河川の水質状況、ゴミ等の投棄の有無、河川敷地の利用状況等について、より詳細に状況を把握する場合には目的別巡視を行うものである。

(2) 河道及び河川管理施設等の河川巡視

河道及び河川管理施設等の河川巡視は、河岸、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、堤防、護岸・根固工、堰・水門等について目視により確認可能な比較的に規模の大きな変状を発見するために行うものである。

(3) 違法・違反行為発見のための河川巡視

違法・違反行為発見のための河川巡視は、河川区域、河川保全区域及び河川予定地において、土地の占用や工作物の設置状況等に関し、違法・違反行為がないか確認するために行うものである。

(4) 河川の利用状況把握のための河川巡視

河川利用は常時行われるものであるため、日常の河川の利用状況を把握する目的で河川巡視を行うものである。

(5) 自然環境に関する状態把握のための河川巡視

自然環境に関する日常の状態把握のための河川巡視は、瀬、淵、みお筋の状態、砂州の位置、魚類等の産卵場となる河床の状況、鳥類の繁殖場となる河道内の樹木の状況、樹木の洪水流への影響、魚道の状況、堤防や河川敷地の外来植生の状況等について確認するために行うものである（第8章参照）。

<標準>

大河川における一般巡視は以下を基本とする。

- ① 車・バイク・自転車などを活用し効率的に移動するものとし、河川管理用通路を通る等、河川の状況を十分に把握できる方法とする。
- ② 点検により変状が確認された箇所については、特に留意して巡視する。
- ③ 一般巡視により発見された変状が施設の機能に支障となると判断される場合には、対策を検討するために目的別巡視あるいは個別の点検を実施する。
- ④ 許可が必要とされている行為を無許可で行っている場合や、禁止されている行為を発見した場合は、その状況を把握し、必要な措置を行う。
- ⑤ 広い河川敷地等を擁する大河川の重要区間においては、不法行為への対応等を確実かつ適切に行えるよう週2巡以上実施する。

また、中小河川や堤防のない掘込区間、河川敷地利用のない区間、冬期に積雪する区間等では、河川の状況や区間区分に応じて巡視の時期や頻度を設定し、点検等の機会も活用して効率的に実施することを基本とする。

4.3 出水時の河川巡視（略）

第5節 点検

5.1～5.4（略）

5.5 許可工作物の点検

<考え方>

許可工作物についても、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、適切な時期に設置者により点検がなされる必要がある。

河川管理施設等を良好に保つよう維持、修繕することが義務づけられていることを踏まえ、河川巡視の結果等により設置者へ点検の指導等を適切に行うものである。

なお、必要に応じて設置者に立ち会いを求めて点検の結果を確認する等により、適確な点検がなされるように指導等を行うものである。

(以下略)

**表 1 - (1) - ア - ③ 河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達)  
(抜粋)**

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収する方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件(法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

**表 1 - (1) - ア - ④ 「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」(平成 26 年 3 月水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室)(抜粋)**

2 施設維持管理のための技術的ガイドライン

2-1 一般的な対応フロー

許可工作物の新築又は改築の審査段階等においては、施設の維持管理に関し、技術的基準を踏まえた河川管理上必要な機能の維持や点検等について、設置者の対応を確認する。また、施設が不要となった場合の対応についても確認する。その際、適切な維持管理等がなされるため必要な事項について、設置者へ指導又は助言を行うこととする。

許可後においても、設置者による点検、河川管理者による巡視、出水期前の合同点検等により異状が発見された場合には、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障が生じないよう、必要に応じて指導又は助言を行うこととする。

さらに、必要な場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査(法第 78 条)、是正指示(法第 77 条)、監督処分(法第 75 条)、及び行政代執行(行政代執行法)の対応を行うこととする。

(以下略)

表 1 - (1) - ア - ⑤ 前回調査所見表示事項の主な改善事例 (河川管理施設)

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>利根川右岸 5 km 付近 (千葉県銚子市垣根町地先) の利根川に普通河川が流れ込んでいる合流部付近に設置されたコンクリート製の護岸矢板が破損し、河岸の土砂が流れ込んでいる事例について、利根川下流河川事務所は、普通河川の管理者との協議に基づき、管理者が、土砂の流入を防止する対策として、平成 27 年度に耐候性土のうを設置する措置を行った。</p> <p>同河川事務所は、当該箇所を含む区域の築堤工事を予定しており、今後、工事が実施される際に当該地区の本格的な修繕について検討するとしている。</p> <p>(改善前)</p>  <p>(改善後)</p> 

江戸川河川事務所

江戸川左岸 21 km 付近（千葉県松戸市古ヶ崎）の高水敷に国土交通省が設置した古ヶ崎浄化施設の看板が固定式となっており、洪水時に対応していない事例について、江戸川河川事務所は、平成 26 年度に看板を撤去する措置を行った。

(改善前)



(改善後)



(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-ア-⑥ 水門付近の護岸に土砂が堆積し、安全保持のため十分な柵の高さが確保できていない事例

調査対象機関名	事例の概要
江戸川河川事務所	<p>江戸川左岸 24.3 km 付近（千葉県松戸市主水新田地先）の松戸水門付近の護岸に土砂が堆積しており、護岸に設置されている柵（高さ 90 cm）が破損しているとともに、柵の高さが不十分な状況（土砂の表面から最低で 43 cm）となっている。</p> <p>本事例は、前回調査において、当局が柵の破損及び土砂の堆積による柵の高さ不足を指摘したものである。当該指摘を受け、江戸川河川事務所は、平成 26 年度に柵の補修及び土砂の除去を行った。</p> <p>しかし、今回調査時においても、再び土砂が堆積しており、柵の高さが安全保持のため十分な高さとなっていない状況がみられた。同河川事務所は、当該区域は河川の形状上、土砂が堆積しやすい場所であるとしており、柵の高さが確保されていない範囲を安全確保の観点から立入禁止の措置を講じ、土砂の堆積状況を経過観察していくとしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (1) - ア - ⑦ 樋門の堤外水路に放置された不法係留船が出水等により流出した場合、ゲート部を閉塞するなど、樋門の機能に支障が生ずるおそれがある事例

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>利根川右岸 16.5km 付近（千葉県香取郡東庄町石出地先）の石出樋門付近には、不法係留船約 20 隻がみられた。不法係留船のうち 8 隻は同樋門の堤外水路に係留・放置され、うち 4 隻は沈没し、うち 1 隻の中型プレジャーボートは樋門そばに横転して放置されており、洪水や高潮による増水時に不法係留船が流出した場合、樋門が損傷したり、不法係留船が樋門のゲート部を閉塞するなどにより、本川から支川への洪水の逆流又は高潮の遡上を防止する機能に支障が生ずるおそれがあるほか、堤内地側には船着場が整備されていることから、船舶が樋門を通行する機能にも支障が生ずるおそれがある。</p> <p>これについて利根川下流河川事務所は、増水時には不法係留船は下流に流出すると考えられるため、即時に撤去する緊急性はないが、応急措置として、不法係留船が流出しても樋門に支障が生じないよう 1 本のロープで固定したとしている。</p> <p>しかし、洪水や津波、高潮により、ロープでの固定による応急措置のみでは、ロープが切断し不法係留船が流出するおそれは否定できない。</p> <p>なお、利根川下流河川事務所は、現地の船舶に対しては、警告看板を設置し、所有者からの申出を求めており、不法係留船の撤去については、今後、船体番号等を確認することにより所有者を把握した上で、他の事業との優先順位、撤去や保管に要する費用等を勘案して、対応を検討するとしている。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div>

(注) 当局の調査結果による。

表1-(1)-ア-⑧ 堤防の法面に掘削を伴う植栽が行われており、堤体が損傷を受けるおそれがある事例

調査対象機関名	事例の概要
江戸川河川事務所	<p>中川左岸 29.6 km付近 (埼玉県吉川市木売地先) において、近隣住民と思われる者が、堤防川裏法面を掘削し、植栽している。また、堤防法尻に植木鉢等を並べ不法に占用している。</p> <p>江戸川河川事務所は、当該地に「掘削や植物を植えることにより堤防が破損するおそれがありますので速やかに元の状態に復旧してください。」との警告看板を設置し、期限を定め、植栽等の撤去を行為者に求めている。</p> <p>また、同河川事務所は、地方公共団体の広報誌を通じた啓発及び近隣自治会への協力依頼により、不法行為防止の注意喚起を行っている。</p> <div style="text-align: center;">     </div>

(注) 当局の調査結果による。

**表 1-(1)-ア-⑨ 前回調査所見表示事項の主な改善事例（許可工作物）**

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	利根川右岸 9 km 付近（千葉県銚子市野尻町）に A が占有許可を受けて整備している運動広場において、許可申請内容と異なるトイレ 2 基、コンテナ 2 基が設置されている事例について、利根川下流河川事務所は、占有者に対して、不要ならば撤去し、必要な場合は出水時の撤去計画を作成して占有許可の変更を申請するよう指導した結果、平成 26 年度に、占有者において、不要となったトイレ 1 基は撤去し、トイレ 1 基及びコンテナ 2 基の占有許可の変更申請が行われており、許可に至っている。

（注）当局の調査結果による。

**表 1-(1)-ア-⑩ 占有許可区域内において、許可外の施設設置等がみられる事例**

調査対象機関名	事例の概要
江戸川河川事務所	<p>江戸川左岸 22.5 km 付近（千葉県松戸市古ヶ崎地先）に B が占有許可を受けている運動場には、占有許可申請では設置することとされていないバックネット、フェンス等が設置されている。</p> <p>これについて江戸川河川事務所は、占有者に対して、不要な場合は撤去し、必要な場合は、出水時の撤去計画を作成して占有許可の変更を申請するよう指導したとしているが、今回調査時（平成 29 年 10 月 18 日）においては、バックネット等の許可申請がなされていない。</p>



（注）当局の調査結果による。

**表 1-(1)-ア-⑪ 占有許可区域内において、許可を受けずに土地を掘削している事例**

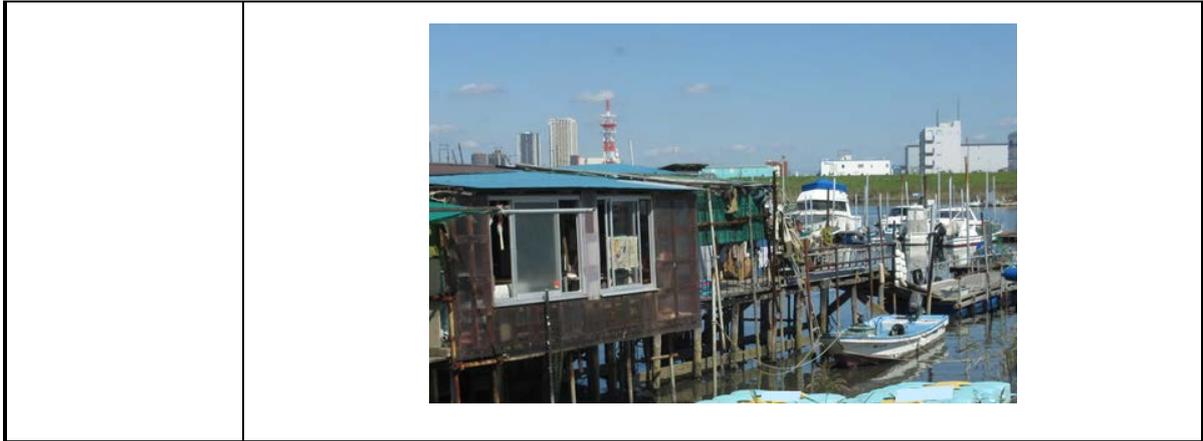
調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>利根川右岸 66 km から 68 km 付近に C が占有許可を受けて整備している運動広場のうち、野球場（千葉県印旛郡栄町安食地先）において、土地の掘削の許可を受けずに野球場周辺を掘削（深さ約 70 cm、幅約 80 cm）している。</p> <p>これについて利根川下流河川事務所は、直近の河川巡視では把握していなかったため、占有者に詳細を確認した上、適宜指導するとしている。</p>



(注) 当局の調査結果による。

**表 1 - (1) - ア - ⑫ 占有許可を受けて設置している栈橋の上に、占有許可申請では設置することとされていない小屋が設置されている事例**

調査対象機関名	事例の概要
江戸川河川事務所	<p>江戸川放水路右岸 2.6 km 付近（千葉県市川市妙典地先）において、D が占有許可を受けて設置している栈橋の上に、占有許可申請では設置することとされていない小屋が設置されている。</p> <p>これについて江戸川河川事務所は、占有者と占有許可内容について協議を継続中であり、具体的な指導には至っていないとしている。</p>



(注) 当局の調査結果による。

**表 1 - (1) - ア - ⑬ 占用許可区域内において、占用許可申請では設置することとされていないコンテナが設置されている事例**

調査対象機関名	事例の概要
荒川上流河川事務所	<p>荒川右岸 30 km (埼玉県和光市下新倉地先) にEが占用許可を受けている運動公園には、占用許可申請では設置することとされていないコンテナ 2 基が設置されている。</p> <p>これについて荒川上流河川事務所は、平成 28 年 11 月の履行検査において、占用者に対して、不要な場合は撤去し、必要な場合は、出水時の撤去計画を作成して占用許可の変更を申請するよう指導したとしているが、今回調査時 (29 年 8 月 18 日) においては、約 1 年経過した時点においても、許可申請がなされていない。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

## イ 河川の維持管理に関する履歴の適切な記録

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>河川砂防技術基準では、適切な河川管理を行うために、点検、補修等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等の状態変化の履歴を「河川カルテ」として保存し、常に新しい情報を追加しつつ、河川管理の基礎資料とするものとされている。</p> <p>河川カルテの作成については、「河川カルテ作成要領」（平成 24 年 5 月 17 日付け国河環保第 2 号河川局河川環境課河川保全企画室長通知。以下「作成要領」という。）において、河川カルテは、河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河川カルテの効率的な更新と利活用に供するため、電子データ化及び共有サーバ等への適切な格納を行うなど、データベース化に努めることとされている。</p> <p>作成要領において、河川カルテは、①河川及び河川管理施設の状況について、河川工事に伴う改変の他、河川巡視、点検、地域からの情報等により得られた変状等を記載する「基本カルテ（様式-1）」、②基本カルテに記入した項目において、堤防、護岸、河道等に係る変状の時間的経過が確認できるように箇所ごとに記入する「経時カルテ（様式-2）」、及び③堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘等の河川管理施設に係る変状の時間的経過が確認できるように施設ごとに記入する「施設カルテ（様式-3）」から構成するとされている。</p> <p>また、河川カルテの管理については、河川事務所長は、出張所長を基本として河川カルテの管理者を指名し、同管理者は、河川カルテの記入者を指名して、記入は記入者のみが、更新及び記載内容の変更は管理者のみが行えるよう、データを管理することとされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>前回調査において河川カルテの作成状況を調査したところ、次のとおり、作成要領に則して河川カルテが作成されていない状況が一部の出張所においてみられた。</p> <p>① 堤防、護岸、河道等に関する経時カルテについて、作成していないもの、基本カルテの作成単位（1 km 単位の区間）ごとではなく出張所の管轄する全区間をまとめて作成しているもの</p> <p>② 堰、水門等に関する施設カルテについて、作成していないもの、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの</p> <p>これに対し、関東地方整備局は、作成要領に則した河川カルテを作成す</p>	<p>表 1 - (1) - イ -①</p> <p>表 1 - (1) - イ -②</p>

<p>るよう調査対象となった河川事務所を指導するとともに、平成 26 年 9 月に河川事務所の担当者会議を開催し、調査対象以外の河川事務所にも調査結果を周知したとしている。</p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>前回調査において当局が指摘した事項について、8 出張所のうち 4 出張所においては改善されている。</p> <p>しかし、①経時カルテについて、一部の管理区間の作成にとどまっているもの（荒川上流河川事務所の入間川出張所、西浦和出張所及び熊谷出張所）、②施設カルテについて、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの（江戸川河川事務所の松戸出張所）がみられた。</p> <p>また、今回新たに調査対象とした出張所において、次のとおり、経時カルテ及び施設カルテが適切に作成されていない。</p> <p>① 経時カルテについて、基本カルテの作成単位（1 km 単位の区間）ごとではなく出張所の管轄する全区間をまとめて作成しているもの（江戸川河川事務所の三郷出張所）</p> <p>② 施設カルテについて、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの（江戸川河川事務所の中川出張所、中川下流出張所及び三郷出張所）</p> <p>各河川事務所は、河川カルテの活用状況について、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川の変状に大きな影響があった場合に記録しているが、現状では、河川の変状を継続的に把握できるものとはなっていない。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、河川管理施設の維持管理に関する履歴として必要な事項を継続的に記録し、適切な維持管理に資する情報として活用を図るため、作成要領に則した河川カルテを作成するよう更に徹底する必要がある。</p>	<p>表 1 - (1) - イ - ③</p> <p>表 1 - (1) - イ - ④</p> <p>表 1 - (1) - イ - ③ (再掲)</p> <p>表 1 - (1) - イ - ④ (再掲)</p>
--	---

**表 1-(1)-イ-① 国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)」(平成 27 年 3 月改定) (抜粋)**

<p>第 4 章 河川の状態把握</p> <p>第 6 節 河川カルテ</p> <p>〈考え方〉</p> <p>点検、あるいは河川巡視によって得られた河道の変状あるいは河川管理施設の損傷等のデータを蓄積し、日常より把握している状態変化の履歴をいつでも見られるようにしておくことは、自然公物である河川の維持管理上の重点箇所を抽出する等、適切な河川管理を行う上で重要である。河川カルテは、そのような目的のために、点検や補修等の対策の履歴を保存していくものであり、河道や施設の状態を適切に評価し、迅速な改善を実施し、河川維持管理の PDCA サイクルを実施するための重要な基礎資料となる。</p> <p>河川カルテは、点検、補修、災害復旧、及び河川改修等に関する必要な情報を記載するものであり、作成要領等に基づいて作成し、常に新しい情報を追加するとともに、毎年その内容を確認することが重要である。なお、河川カルテは河川維持管理の実施に必要なデータを集積するものであり、河川法第 12 条第 1 項に基づき作成される台帳に基づき作成されるものである。</p> <p>〈標準〉</p> <p>大河川においては、河川維持管理の履歴は河川カルテとして保存し、河川管理の基礎資料とする。河川カルテには点検、補修等の対策等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として記録が必要な事項について、効率的にデータ管理が行えるようデータベース化して記録、蓄積することを基本とする。</p> <p>(以下略)</p>
--

**表 1-(1)-イ-② 河川カルテ作成要領 (平成 24 年 5 月 17 日改定) (抜粋)**

<p>1. 目的</p> <p>河川カルテは、河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料である。また、河川管理の PDCA サイクルを具体化していく上でも基本的な情報となる。なお、河川カルテの効率的な更新と利活用に供するため、電子データ化及び共有サーバ等への適切な格納を行うなど、データベース化に努める。</p> <p>2. 河川カルテの構成</p> <p>(1) 基本カルテ (様式-1)</p> <p>河川及び河川管理施設の状況について、河川工事に伴う改変の他、河川巡視、点検、地域からの情報等により得られた次の変状等を平面図中に累加して記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みお筋 (砂洲) の変化、水衝部・洗掘箇所等の河道の異常・変状、堤防の異常・変状</li> <li>・ 治水・利水に支障のある不法行為 (ゴミ、不法占用等)</li> <li>・ 治水・利水に支障のある施設本体及び施設周辺の異常・変状等</li> </ul>
---

## (2) 経時カルテ（様式－２）

基本カルテに記入した項目において、堤防、護岸、河道等に係る変状の時間的経過が確認できるよう箇所毎に記入する。

## (3) 施設カルテ（様式－３）

堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘等の河川管理施設に係る変状の時間的経過が確認できるよう施設毎に記入する。

なお、機械設備・電気通信施設等の点検結果については各々の点検にて記録されることから、重大な変状等についてのみ記載する。

## 3. 河川カルテの作成及び管理

河川カルテは様式－１、２、３に記入するものとする。

事務所長等は、出張所長等を基本として河川カルテの管理者を指名する。管理者は、河川カルテの記入者（管理者自身を含む。）を指名する。更新及び記載内容の変更は管理者のみが、記入は記入者のみが行えるよう、データを管理することとする。

河川カルテの管理者は、過去に作成された河川カルテの保存に努めることとする。

また、記録された膨大なデータを効率的に管理するため、並びに河川カルテの事務所内の情報共有や河川カルテの更新を容易にするため、データベース化に努めることとし、データベース化後においても、バックアップを定期的に行うなど、確実なデータの保存に努めることとする。

河川カルテは事務所内で共有（閲覧のみ）できる状態にし、平常時からの情報共有に加え、重大な変状等についてはその都度事務所内で情報共有を図ることとする。また、出水期前点検、台風期点検、出水後点検などの河川カルテの更新時期において、適宜事務所長等をはじめ関係職員にてカルテの記載内容の確認を行うこととする。

## 4. 作成様式（略）

## 5. 活用

河川維持管理計画に基づく維持管理を通して、個々の河川の具体的な維持管理を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要である。このため、河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理の具体化に当たって活用する。

また、河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析・評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまで積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえて対応することが必要であり、河川カルテの情報の活用、あるいは河川カルテの記載手法の検討に当たっては、必要に応じて専門家や学識者等の意見を聴きながら実施することが望ましい。

河川カルテは維持管理状況を確認できる基本的な資料であることから、維持管理関連予算要求の説明資料や被災時の災害復旧申請に資する基礎資料とする。

表 1 - (1) - イ - ③ 調査対象河川事務所・出張所における経時カルテの作成状況

(単位:件、%)

河川事務所・出張所名		基本カルテの作成箇所(単位区間)数 (a)	(a)うち、経時カルテが作成されている箇所数 (b)	経時カルテの作成割合 (b/a)	前回調査における指摘事項
利根川 上流	大利根	20	20	100.0	経時カルテ未作成
	川俣	29	29	100.0	経時カルテ未作成
	小計	49	49	100.0	
利根川 下流	安食	13	13	100.0	
	銚子	10	10	100.0	
	小計	23	23	100.0	
江戸川	松戸	19	19	100.0	全区間をまとめて作成
	中川	8	8	100.0	(前回調査対象外)
	中川下流	16	16	100.0	(前回調査対象外)
	三郷	19	2	10.5	(前回調査対象外)
	小計	62	45	72.6	
荒川 上流	入間川	13	3	23.1	経時カルテ未作成
	西浦和	26	4	15.4	経時カルテ未作成
	熊谷	36	18	50.0	経時カルテ未作成
	小計	75	25	33.3	
合計		209	142	67.9	

(注) 河川事務所の資料に基づき当局が作成した。

表1-(1)-イ-④ 調査対象河川事務所・出張所における施設カルテの作成状況

(単位:件、%)

河川事務所・出張所名		基本カルテに記載されている河川管理施設及び許可工作物数 (c)	(c)のうち施設カルテが作成されている河川管理施設及び許可工作物数 (d)	施設カルテの作成割合 (d/c)	前回調査における指摘事項
利根川 上流	大利根	28	28	100.0	
	川俣	31	31	100.0	
	小計	59	59	100.0	
利根川 下流	安食	49	49	100.0	一部施設等のみ作成
	銚子	18	18	100.0	一部施設等のみ作成
	小計	67	67	100.0	
江戸川	松戸	39	6	15.4	一部施設等のみ作成
	中川	22	1	4.5	(前回調査対象外)
	中川下流	34	4	11.8	(前回調査対象外)
	三郷	43	13	30.2	(前回調査対象外)
	小計	138	24	17.4	
荒川 上流	入間川	40	40	100.0	施設カルテ未作成
	西浦和	65	65	100.0	一部施設等のみ作成
	熊谷	51	51	100.0	一部施設等のみ作成
	小計	156	156	100.0	
合計		420	306	72.9	

(注) 河川事務所の資料に基づき当局が作成した。

## (2) 河川区域内の土地の不法占用等の解消

### ア 不法占用への対応

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(ア) 河川法上の許可行為等</p> <p>河川法第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、河川区域内の土地を占用しようとする者及び河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除去しようとする者は、いずれも河川管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>また、河川法第 27 条の規定に基づき、河川区域内の土地において土地の盛土、掘削等、土地の形状を変更しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>さらに、河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項柱書き及び同条同項第 2 号の規定に基づき、何人も河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置することが禁止されている。</p> <p>(イ) 河川管理者による不法行為への対応</p> <p>河川管理者は、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき、河川法令等に違反した者に対して、原状回復その他必要な措置を命ずること（以下「監督処分」という。）ができるとされている。</p> <p>また、同法同条第 3 項の規定に基づき、当該必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者は当該措置を自ら行い又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること（以下「簡易代執行」という。）ができるとされている。</p> <p>さらに、河川管理者は、河川砂防技術基準に基づき、不法行為（不法占用等）を発見し、その行為者（以下「不法行為者」という。（注））が明らかかな場合には、速やかに除却、原状回復等の指導を行い、不法行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるものとされており、具体的には、各河川事務所において、口頭指導、警告看板の設置又は警告書の貼付、指示書の交付による是正措置（以下「段階的な指導」という。）を講じることにより、違法状態を解消することとしている。</p> <p>(注) 河川法第 24 条における許可を受けることなく河川区域内の土地を占有する者や同法第 26 条における許可を受けることなく工作物を新築、改築等する者、河川法施行令第 16 条の 4 において禁止している行為を行う者等をいう。</p>	<p>表 1-(2)-ア-①</p> <p>表 1-(2)-ア-②</p>

<p><b>【調査結果】</b></p> <p>関東地方整備局管内の一級河川8水系における平成29年3月末現在の不法占用及び不法工作物の設置件数は、全体で3,372件であり、内訳は係留施設や倉庫などの工作物が2,474件、工作物以外の田畑等による不法占用が898件となっている。</p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における河川区域の占用状況を現地調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>(ア) 河川区域内国有地における工作物の設置等</p> <p>前回調査において、河川区域内の土地の形状を変更し、家屋や小屋等を建築し、コンテナや駐車場を設置しているものや廃棄物を大量に投棄しているものなどが5事例みられた。</p> <p>今回これら5事例について改善状況を確認したところ、4事例は関東地方整備局による改善のための措置が講じられ、原状回復されている。これらの中には、事業者が、昭和55年頃から不法占用を開始するとともに、隣接地を盛土することによりその範囲を拡大し、駐車場、コンテナ、小屋を設置し、不法占用が長期にわたり継続されていたものがあったが、荒川上流河川事務所による継続的な指導の結果、平成27年6月に不法占用が解消された事例もみられた。</p> <p>しかし、1事例については、河川区域内（堤防整備予定地）に居住の用に供されている家屋が存在している。これについて、利根川上流河川事務所は、河川改修事業の支障になることから早期に立ち退くよう指導を継続した結果、居住者から平成30年以内に退去する意思表示がされたとして、現在その改善の状況を見守っているとしている。</p> <p>一方、今回の現地調査において、新たに次の事例がみられた。</p> <p>① コンテナ等の設置</p> <p>特定団体が、江戸川の高水敷において、コンテナを設置している。江戸川河川事務所は平成29年10月18日に、当該団体の関係者を現地に立ち合わせ、撤去するよう指導している。</p> <p>② ホームレスが起居する小屋の設置</p> <p>ホームレスが、荒川左右岸の河川敷において、小屋（約6棟）を設置し起居している。</p> <p>荒川上流河川事務所は、当該ホームレスに対して、河川巡視及びホームレス合同巡視の際に、小屋の撤去を指導している。</p> <p>③ 釣り小屋の設置</p> <p>釣り人が、荒川左右岸の河川区域において、釣り小屋（33棟）を設</p>	<p>表1-(2)-ア-③</p> <p>表1-(2)-ア-④</p> <p>表1-(2)-ア-⑤</p>
---	---

<p>置し、休憩や倉庫代わりに使用している。</p> <p>荒川上流河川事務所は、釣り小屋に撤去を求める警告書を貼付している。</p> <p>(イ) 低水路における栈橋等の設置</p> <p>前回調査において、船舶の係留又は水上バイクの利用のために設けた栈橋及び釣り台（釣りをする目的で設けられた足場、台座等）の設置が、利根川上流河川事務所（18基）、利根川下流河川事務所（56基）、江戸川河川事務所（約30基）及び荒川上流河川事務所（約500基）においてみられた。</p> <p>今回これらについて改善状況を確認したところ、利根川上流河川事務所は、河川管理上の支障があるとし、簡易代執行により16基の撤去を進めた結果、残存する栈橋は2基となっている。</p> <p>また、江戸川河川事務所は、警告書の貼付によって8基が自主撤去されたとしている。</p> <p>一方、利根川下流河川事務所及び荒川上流河川事務所は、栈橋及び釣り台について、設置者を特定できないこと、また、利用実態を把握するための調査を行っていないため廃棄物として処理することもできないことから、栈橋等の自主撤去を促すために警告書の貼付による指導を続けているが、簡易代執行の実施には至らず、多数設置されている栈橋等の撤去は進んでいない。</p> <p>(ウ) 河川区域内国有地における不法耕作</p> <p>前回調査において、不法耕作が5事例（荒川上流河川事務所）みられた。</p> <p>これらのうち2事例については、河川改修事業の実施に際して、荒川上流河川事務所による重点的な是正指導が行われたことから、不法耕作は解消した。</p> <p>一方、3事例については、当面、河川改修工事が見込まれないこと、不法耕作者の特定が難しいことなどの理由から、荒川上流河川事務所は、自主撤去を促すため、段階的な指導を行っているとしているが、依然として不法耕作が継続している。</p> <p>(エ) 河川区域内における廃棄物の放置、建設残土等の堆積</p> <p>前回調査において、廃棄物の放置、建設残土等の堆積が11事例（荒川上流河川事務所）みられた。</p> <p>これらの事例について、荒川上流河川事務所は、是正指導の対象者が特定できず、また、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に対応する必要性は低いと考えられるものについては、経過観察を続ける等と</p>	<p>表1-(2)-ア-⑥</p> <p>表1-(2)-ア-⑦</p> <p>表1-(2)-ア-⑧</p> <p>表1-(2)-ア-⑨</p>
--	---

している。

① 産業廃棄物と思われるドラム缶の放置（1事例）

シンナー再生業を営む法人が長期にわたり、当該法人の所有地に大量のドラム缶を放置しており、その一部が河川区域内の国有地に置かれている。

本事例について、荒川上流河川事務所は、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に何らかの措置を講じなければならないものではないとの判断をしつつ、段階的な指導を繰り返しているとしている。

荒川上流河川事務所は、平成28年に法人の代表者が死亡したため、改めてドラム缶の所有者を特定した上で、是正指導を行うとしている。

② 建設残土等の堆積（10事例）

これら10事例はいずれも、河川区域内の民有地に個人又は法人が建設残土等を搬入し、堆積しているものである。これらについては、残土の新たな搬入が停止されてから久しく、堆積された残土が樹林化している。

荒川上流河川事務所は、これらの事例の多くは、建設残土等の堆積を行った個人又は法人代表者の死亡や法人の解散などにより、是正指導の相手が特定できないこと、また、河川管理上の支障の程度を考慮すると、緊急に対応する必要性は低いことから、経過観察を続けるとしている。

なお、関東地方整備局は、管内河川事務所が扱う不法占用事案のうち、各河川事務所の判断により河川管理上の支障があるものや解決が困難となっているものについて、その是正を促進するため、同局及び河川事務所等で検討する場として、「不法行為等に関するヒアリング」（以下「不法行為ヒアリング」という。）及び不法占用に限らず、管内において情報の共有が必要と考えられる事案（例えば、大規模な占用許可申請案件等）を扱う「懸案事項ヒアリング」をそれぞれ年1回程度実施している。平成29年1月に開催された不法行為ヒアリングでは14件、7月開催の懸案事項ヒアリングでは4件について、報告・検討が行われている（調査対象4河川事務所分）。

【所見】

したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、不法占用を停止させ、また、不法占用の拡大や再発を防止するために、更に次の措置を強化する必要がある。

- ① 河川敷へ通ずる車道ゲートの施錠、不法占用に係る区画への立入りを防止する柵又はバリケードの設置等の再発防止策を徹底すること。

<p>② 前回指摘した不法占用事例のうち、解消に至っていないもの及び今回の調査で新たに把握した不法占用事例についても、いつまでにどのような是正措置を行うか具体的な対応方針を定め、河川事務所が段階的な指導を着実に実施しているか進捗管理を徹底するとともに、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分や簡易代執行等を速やかに行うこと。</p>	
---	--

表1－(2)－ア－① 関係河川法令（抜粋）

<p>○ <b>河川法（昭和39年法律第167号）</b>  （土地の占用の許可）  第24条 <u>河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</u>  （工作物の新築等の許可）  第26条 <u>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</u>河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。  （河川の掘削等の許可）  第27条 <u>河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</u>ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。  （河川管理者の監督処分）  （略）  第75条 <u>河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</u>  一 <u>この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</u></p>
--

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

○ **河川法施行令（昭和40年政令第14号）**

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第16条の4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

（注）下線は当局が付した。

表1－(2)－ア－② 国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)」(平成27年3月改訂)  
(抜粋)

第7章 河川区域等の維持管理対策

第2節 不法行為への対策

2.1 基本

不法行為を発見し、行為者が明らか場合には、速やかに除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じることを基本とする。

(以下略)

（注）下線は当局が付した。

表1-(2)-ア-③ 関東地方整備局管内における不法占用等の状況

(単位：件、㎡、%)

水系名等	区 分		平成 26 年度	27 年度	28 年度	増減率
管内全水系	工作物	件数	2,474	2,601	2,474	0.0
		面積	60,513.71	65,312.69	64,166.57	6.0
	工作物以外	件数	1,024	952	898	▲12.3
		面積	1,093,289.8	1,103,356.94	781,145.92	▲28.6
	合 計	件数	3,498	3,553	3,372	▲3.6
		面積	1,153,803.51	1,168,669.63	845,312.49	▲26.7
利根川	工作物	件数	771	746	681	▲11.7
		面積	37,974.33	39,257.41	38,289.6	0.8
	工作物以外	件数	347	305	259	▲25.4
		面積	706,134.08	733,006	429,157	▲39.2
	小 計	件数	1,118	1,051	940	▲15.9
		面積	744,108.41	772,263.41	467,446.6	▲37.2
荒 川	工作物	件数	875	919	769	▲12.1
		面積	13,399.32	17,422.33	17,322.87	29.3
	工作物以外	件数	319	289	256	▲19.7
		面積	264,717.51	257,775.44	243,911.87	▲7.9
	小 計	件数	1,194	1,208	1,025	▲14.2
		面積	278,116.83	275,197.77	261,234.74	▲6.1

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 各年度とも3月31日時点のデータである。  
 3 不法占用に係る「工作物」には住居、倉庫、係留施設等が該当し、「工作物以外」には、田畑など工作物を伴わない不法占用が該当する。  
 4 増減率は、平成26年度に対する28年度の増減率である。

表 1 - (2) - ア - ④ 河川区域内の小屋等の不法工作物等が撤去されている事例

調査対象機関名	事例の概要
<p>荒川上流河川事務所</p>	<p><b>【荒川右岸 81.2km、熊谷市押切】</b>  <b>〔改善前〕</b></p> <p>i 昭和 55 年頃から不法占用を開始するとともに、隣接地を盛土することによりその範囲を拡大し、駐車場として使用しているほか、コンテナや小屋等を設置している。</p> <p>ii また、盛土した部分の背後の傾斜面やその下には廃電化製品やマイクロバスのほか様々な廃棄物が不法に投棄されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: center; color: green; font-size: 2em;">↓</p> <p><b>〔改善後〕</b></p> <p>継続的な指導を行ったことにより、不法行為を行っていた事業者の後継者が自主的な撤去に応じ、コンテナや小屋等工作物や廃棄物を段階的に撤去していった結果、平成 27 年 6 月、原状回復された。荒川上流河川事務所は、再発を防止するため当該区画を柵で封鎖した。</p> <p style="text-align: center;"><b>【工作物、廃棄物の撤去】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;"><b>【再発防止のため当該区画を囲む柵を設置】</b></p> 

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (2) - ア - ⑤ 河川区域内に家屋や小屋等の不法工作物が設置されている事例

調査対象機関名	事例の概要
利根川上流河川事務所	<p>利根川右岸 129.0 km 付近（埼玉県久喜市栗橋東）の河川区域内に平成 20 年 1 月から占用許可がなく居住の用に供されている家屋が存在しており、河川改修工事を進める上で支障となっている。</p> <p>なお、当該家屋は、昭和 56 年、当時占用していた場所に許可を得ずして新築したものである。</p>  <p>利根川上流河川事務所は、河川管理上の支障があり、河川改修工事に着工しなければならない期限（平成 31 年）が差し迫っている状況を説明の上、早急な退去を求めた結果、居住者からは平成 30 年以内に退去する意向であるとの回答を得ているとしている。</p>
江戸川河川事務所	<p>江戸川（放水路）右岸 1.7 km 付近（千葉県市川市妙典地先）の高水敷において、特定団体がコンテナ等を設置し、不法占用している。</p> 



江戸川河川事務所は、河川管理上の支障があるため、平成29年10月18日に現地において、関係者を立ち合わせ、コンテナ等を自主的に撤去するよう是正指導を行った。

○ ホームレスの小屋

荒川左岸28.8km付近（埼玉県戸田市下笹目地先）の河川敷において、ホームレス（5人）が起居する小屋（約5棟）が点在している。

また、荒川右岸34.4km（埼玉県朝霞市上内間木地先：秋ヶ瀬橋下流側）において、ホームレス（1人）が起居する小屋（1棟）がみられた。



荒川上流河川事務所

荒川上流河川事務所は、河川管理上支障はあるが、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が施行されており、地方公共団体福祉部局との連携による受入施設等の確保ができなければ、強制的な措置は難しいとして、河川巡視及びホームレス合同巡視の際に、自ら撤去するよう指導している。

	<p>○ 釣り小屋</p> <p>荒川左右岸 28.8 km（埼玉県戸田市下笹目地先）から 54.0 kmまでの西浦和出張所管内において、釣り人が休憩や倉庫代わりに使用していると思われる釣り小屋が点在している（荒川上流河川事務所によれば平成 29 年 1 月現在、33 棟）。</p>  <p>これら釣り小屋に対して、荒川上流河川事務所は、河川管理上支障があるため、引き続き、釣り台への対応時に併せて、警告書を貼付し、自主的な撤去を促すとともに、所有者が不明で破損したまま放置されているものについては撤去するとしている。</p>
--	--

(注) 当局の調査結果による。

**表 1 - (2) - ア - ⑥ 低水路に栈橋、釣り台等が設置されている事例**

調査対象機関名	事例の概要
利根川上流河川事務所	<p>利根川上流河川事務所川俣出張所管内において、前回調査では 18 基の栈橋がみられたが、利根川上流河川事務所は、所有者確認を行い、所有者が判明しないものについては河川管理上の支障があるため、平成 26 年度及び 29 年度に簡易代執行を集中的に実施し、16 基は撤去され、残存する栈橋は 2 基となっている。</p>  <p>これら残存する栈橋に対して、同河川事務所は、①所有者が判明しているものについては、自主撤去するよう是正指導を継続している、②所有者が判明していないものについては、警告表示を行っているとしている。</p>
利根川下流河川事務所	利根川下流河川事務所安食出張所管内において 56 基の栈橋、釣り台が不法に設置されている。



これらに対して、利根川下流河川事務所は、当該不法栈橋が設置されている箇所について、今後、警告書を貼付し、自主的な撤去を促すとともに、所有者が不明で放置されているものについては、簡易代執行等の実施を検討している。

江戸川河川事務所

江戸川河川事務所管内において 22 基の栈橋が不法に設置されている。



	<p>前回調査時、江戸川河川事務所管内において 30 基の栈橋が不法に設置されていた。これに対し、江戸川河川事務所は、年 1 回程度警告書を貼付し撤去を指示したところ、30 基あった栈橋、釣り台のうち、8 基については自主撤去されたものの、残り 22 基については、未だ改善されていない。</p>												
荒川上流河川事務所	<p>荒川左右岸 28.8 km (埼玉県戸田市下笹目地先) から 54.0 km まで、平成 29 年 1 月現在、453 基の釣り台が不法に設置されている (荒川上流河川事務所調べ)。</p> <p>これらに対して荒川上流河川事務所は、引き続き、釣り小屋への対応時に併せて、警告書を貼付し、自主的な撤去を促すとともに、河川管理上支障があるため、所有者が不明で破損したまま放置されているものについては撤去するとしている。</p> <div data-bbox="646 719 1182 1084" data-label="Image"> </div> <p><b>【釣り台への警告書の貼付状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>設置状況</th> <th>警告書貼付月日 (平成 28 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左右岸 28.8～37.2 km</td> <td>釣り台： 164 基 (釣り小屋： 28 棟)</td> <td>平成 28 年 11 月 28 日、29 日、30 日 12 月 2 日、18 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 7 日、17 日、19 日、20 日、26 日、27 日 (計 14 回)</td> </tr> <tr> <td>左岸 37.2～54.0 km</td> <td>釣り台： 124 基 (釣り小屋： 5 棟)</td> <td>平成 28 年 8 月 1 日 11 月 8 日、9 日、28 日、30 日 12 月 4 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 16 日、17 日、19 日、26 日 (計 13 回)</td> </tr> <tr> <td>右岸 37.2～54.0 km</td> <td>釣り台： 165 基</td> <td>平成 28 年 10 月 20 日 11 月 9 日、14 日、28 日、29 日 12 月 1 日、2 日、19 日、20 日、21 日 平成 29 年 1 月 19 日 (計 11 回)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 警告書貼付により自主撤去された釣り台の数は不詳である。</p>	場所	設置状況	警告書貼付月日 (平成 28 年度)	左右岸 28.8～37.2 km	釣り台： 164 基 (釣り小屋： 28 棟)	平成 28 年 11 月 28 日、29 日、30 日 12 月 2 日、18 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 7 日、17 日、19 日、20 日、26 日、27 日 (計 14 回)	左岸 37.2～54.0 km	釣り台： 124 基 (釣り小屋： 5 棟)	平成 28 年 8 月 1 日 11 月 8 日、9 日、28 日、30 日 12 月 4 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 16 日、17 日、19 日、26 日 (計 13 回)	右岸 37.2～54.0 km	釣り台： 165 基	平成 28 年 10 月 20 日 11 月 9 日、14 日、28 日、29 日 12 月 1 日、2 日、19 日、20 日、21 日 平成 29 年 1 月 19 日 (計 11 回)
場所	設置状況	警告書貼付月日 (平成 28 年度)											
左右岸 28.8～37.2 km	釣り台： 164 基 (釣り小屋： 28 棟)	平成 28 年 11 月 28 日、29 日、30 日 12 月 2 日、18 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 7 日、17 日、19 日、20 日、26 日、27 日 (計 14 回)											
左岸 37.2～54.0 km	釣り台： 124 基 (釣り小屋： 5 棟)	平成 28 年 8 月 1 日 11 月 8 日、9 日、28 日、30 日 12 月 4 日、19 日、21 日、22 日 平成 29 年 1 月 16 日、17 日、19 日、26 日 (計 13 回)											
右岸 37.2～54.0 km	釣り台： 165 基	平成 28 年 10 月 20 日 11 月 9 日、14 日、28 日、29 日 12 月 1 日、2 日、19 日、20 日、21 日 平成 29 年 1 月 19 日 (計 11 回)											

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (2) - ア - ⑦ 不法耕作が解消された事例

調査対象機関名	事例の概要
<p>荒川上流河川事務所</p>	<p>【荒川左岸 74.2km、熊谷市久下地先】 (改善前)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 昭和 59 年 10 月 1 日に占用廃止後、地元住民が不法に耕作を行う。</li> <li>ii 荒川上流河川事務所は、平成 26 年に警告書を手渡し、是正指示を行うとともに、「27 年度から築堤工事を開始する予定で、当該地が工事の支障となり、強制的に撤去することとなる」と地元住民に伝えた。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改善後)</p> <p>荒川上流河川事務所は、平成 26 年 6 月から 9 月にかけて、不法耕作地ごとに杭を打ち、トラロープで囲んだ上、同年 10 月に期限付き最終警告を行うとともに、不法耕作者が使用していた不法工作物（小屋）を撤去したところ、27 年 1 月に不法耕作が是正された。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

表1-(2)-ア-⑧ 河川区域にある国有地で広範囲にわたって不法耕作が行われている事例

調査対象機関名	事例の概要
<p>荒川上流河川事務所</p>	<p>荒川右岸 76.0 km 付近（埼玉県熊谷市 万吉<sup>まげち</sup>～村岡地先）の河川区域（国有地）において、地元住民等数十名による不法耕作が行われている（不法占用面積 15,000 m<sup>2</sup>）。</p> <p>荒川上流河川事務所（熊谷出張所）は、不法耕作を把握した平成 5 年以降、12 年に至るまで口頭注意や話し合いを数十回重ねてきたが、不法耕作は是正されず、災害復旧護岸工事を行う際、不法耕作地が支障となったことから、12 年に現地に警告看板を設置し、その後 28 年 1 月まで 8 回にわたって警告看板を増設（表示の更新を含む）するとともに、22 年 7 月には一部耕作者に警告書を手交し是正を指示したとしている。</p> <p>熊谷出張所は、最近では平成 28 年 8 月、同年 9 月、同年 12 月に巡視員による状況確認を行っている。</p> <div data-bbox="568 804 1275 1234" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="568 1261 1275 1738" data-label="Image"> </div> <p>荒川上流河川事務所は、不法耕作の是正策として、自然に親しむ場として活用すること等を検討したが、具体化には至っておらず、今後の対応方針として、耕作者を割り出すこと、侵入を防止するための単管バリケードを設置することなどを検討している。</p>

荒川左岸 76.8 km 付近（埼玉県熊谷市見晴町～大麻生地先）の河川区域（国有地）において、戦後の食糧難の時代から地元住民による不法耕作が行われている（不法占用面積 100,000 m<sup>2</sup>）。

荒川上流河川事務所（熊谷出張所）は、不法耕作を把握した昭和 56 年以降、平成 12 年に至るまで口頭注意や話合いを数十回重ねてきたが、不法耕作は是正されず、災害復旧護岸工事を行う際、不法耕作地が支障となったことから、12 年に現地に警告看板を設置し、その後 28 年 1 月まで 8 回にわたって警告看板を増設（表示の更新を含む）するとともに、22 年 7 月には一部耕作者に警告書を手交し是正を指示したとしている。

最近では、平成 28 年 2 月、同河川事務所及び熊谷出張所は、不法耕作者に対し、口頭による警告を実施したほか、同年 12 月には巡視員による状況確認を行っている。



荒川上流河川事務所は、不法耕作の是正策として、自然に親しむ場として活用すること等を検討したが、具体化には至っておらず、今後の対応方針として、耕作者を割り出すこと、侵入を防止するための単管バリケードを設置することなどを検討している。

荒川右岸 82.1 km付近（埼玉県熊谷市上新田地先）の河川区域（国有地）において、地元住民等数名による不法耕作が行われている（不法占用面積 3,750 m<sup>2</sup>）。



荒川上流河川事務所（熊谷出張所）は、不法耕作を把握した平成 23 年 1 月以降、27 年 1 月、28 年 1 月に警告看板を設置（増設、表示の更新を含む）するとともに、28 年 1 月、同年 3 月、同年 12 月に巡視員による現況確認を行っているが、耕作者が特定されていないため、直接の是正指導を行うには至っていない。



同河川事務所は、今後の対応方針として、耕作者を割り出すこと、侵入を防止するための単管バリケードを設置することなどを検討するとしている。

（注）当局の調査結果による。

表 1 - (2) - ア - ⑨ 河川区域に産業廃棄物や建設残土等が堆積されている事例

調査対象機関名	事例の概要
荒川上流河川事務所	<p>荒川左岸 35.1 km 付近（埼玉県さいたま市桜区大字南元宿字平野原）の河川区域（堤内地側）において、大量のドラム缶が国有地に放置されている。本事例の経緯は以下のとおり。</p> <p>① シンナー再生業を営む事業者は、昭和 63 年頃に当該地（自社所有地内）に移転した際、使用済みシンナーを再生する際に出る残渣物のドラム缶の仮置場として現工場の上流側を暫定的に占用の許可（許可期限：平成 2 年 10 月 31 日）を受けた。</p> <p>② しかしながら、当該事業者は、許可期間終了後も使用を続け、ドラム缶（約 17,000 本）及び処理時に発生した廃棄物保管用の鉄箱の管理用通路への堆積（2 段積み）及び上流側の国有地へのコンクリート工作物の設置を不法に行った。その後、ドラム缶置場等として使用を継続し、平成 12 年に埼玉県から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 3 の規定に基づく改善命令、荒川上流河川事務所から河川法第 77 条第 1 項の指示書の交付を受けた。</p> <p>③ 平成 13 年に競売により事業者から別の事業者が所有権を取得し、当該事業者はドラム缶を全て撤去した。</p> <p>④ 平成 18 年、事業者の親族が③の別の事業者から土地建物の所有権を取得した。</p> <p>⑤ 平成 22 年 10 月に匿名の苦情が関東地方整備局に寄せられ、それを受けて同局が調査した結果、社屋に隣接して放置されていたドラム缶約 3,000 本の一部が自社所有地からはみ出して河川区域内の国有地に置かれていたことが判明した。</p> <p>⑥ その後、荒川上流河川事務所西浦和出張所は、口頭指導に加え、指示書を平成 26 年 10 月 8 日以降、29 年 4 月 3 日まで 7 回にわたって交付し、ただちにドラム缶を撤去し、土地を原状に回復するよう指示している。しかしながら、事業者が 28 年 11 月に死亡していたことがさいたま市からの連絡により判明した。</p> 

今後の対応について、同河川事務所は、河川管理上の支障はあるものの、ドラム缶の所有者が確定できていない状況の中で、指示書交付の相手方をどのようにするか検討中であるとしている。

#### 建設残土等の堆積【荒川上流河川事務所管内の 10 事例】

荒川右岸 56.8km から 82.4km までの河川区域（私有地）10 か所において建設残土が堆積されている（不法占用（盛土）面積の合計は 73,735 m<sup>2</sup>）。

荒川上流河川事務所は、一部の事例について警告を行ったが、盛土行為を中止しなかったため、搬入路に制限柵・根固を設置し、大型車の進入を阻止したとしている。制限柵・根固の設置以降は新たな残土の搬入はなされておらず、これらの事例の多くは樹林化が進行している。

これら 10 事例について、同河川事務所は、口頭注意、警告、指示、看板設置を実施した上で、残土の搬入等を行った者に対し、指示書を交付（郵送）しているが、是正には至っていない。同河川事務所は、今後、原因者の所在連絡先の特定を進めるとともに、行為者が判明しているものは文書により是正を求めるとしている。



(注) 当局の調査結果による。

## イ ホームレスへの対応

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>ホームレスとは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「ホームレス特措法」という。）第 2 条の規定に基づき、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者とされている。</p> <p>ホームレス特措法は、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策等を実施することにより、ホームレスの自立を図ることを目的としている。</p> <p>（注）ホームレス特措法は、平成 29 年 8 月 6 日をもって失効することとなっていたが、国会の議決を経て、39 年 8 月 6 日まで 10 年延長されることとなった。</p> <p>ホームレスが、国有地である河川区域に不法に小屋等を設けて起居することは、河川法第 24 条及び第 26 条の規定に反する不法行為であるとともに、洪水時には行為者自身の生命を危険な状態にさらすこととなる。</p> <p>国は、ホームレス特措法第 14 条の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行うこととされ、毎年、年末頃に当該調査に資するための合同巡視を実施している。</p> <p>また、平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）に対して、自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図るものである。同法においては、生活困窮者自立相談支援事業（市区町村によるホームレスの巡回相談事業）、生活困窮者一時生活支援事業（都道府県等によるホームレスの居住場所等の確保）等の事業の実施が規定されている。</p> <p>さらに、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレス特措法第 8 条の規定に基づき、上記全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならないとされており、平成 15 年 7 月に初めて基本方針が策定されて以降、5 年ごとに見直しが行われ、25 年に策定された基本方針（平成 25 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）は、生活困窮者自立支援法の 27 年度からの施行に伴い、一部改正（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）が行われている。</p> <p>基本方針第 3 の 2 の（5）では、ホームレスとなるに至った要因として、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等</p>	<p>表 1 - (2) - イ - ①</p> <p>表 1 - (2) - イ - ②</p>

様々な要因を挙げ、こうした要因を十分に把握しつつ、ホームレスの置かれている状況や年齢に応じ、効果的な支援を実施する必要があるとされている。

また、基本方針第3の2の(9)では、都市公園その他公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、①当該施設内の巡視、物件の撤去に関する指導等を適宜行うこと、②必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとること、また、③洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応することとされている。

**【調査結果】**

(ア) 河川区域内におけるホームレスの人数

関東地方整備局管内の河川区域内に起居するホームレスの人数は、平成29年2月時点で10河川事務所管内の1,079人と、27年2月時点と比べると64人減少している。

表1-(2)-イ  
-③

(イ) ホームレスへの対応状況

今回、関東地方整備局におけるホームレスへの対応状況を調査した結果、次の状況がみられた。

a ホームレス対策に関する行動計画の策定

関東地方整備局は、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、ホームレス対策を行うに当たっての河川管理者の役割を定めるとともに、指針となるべき同局としての統一的な事項を定めた「ホームレス対策に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)を平成16年10月に策定している。同計画においては、局、河川事務所、出張所が一丸となってホームレス対策に取り組むとともに、ホームレスの自立支援施策を担う雇用、福祉等を担当する関係機関との連絡調整を積極的に行い、問題の総合的な解決に貢献することとしている。

b ホームレス合同巡視及び地方公共団体等との連携

関東地方整備局管内の河川事務所は、行動計画に基づき年2回(夏期:出水期前、冬期:年末頃)、ホームレスに係るデータ(①工作物の概況、面積等、②ホームレス数、③自立を望むホームレス数、④以前に起居していた場所、⑤福祉施策の観点から必要なデータなど)の収集を行うこととされている。

表1-(2)-イ  
-④

<p>ちなみに、荒川下流河川事務所の場合、沿川市区の福祉部局や所轄警察署等との合同巡視を通じたデータ収集のほか、不法に設置されている小屋や放置された荷物（以下「工作物等」という。）を撤去する指導を行っており、また、沿川市区の福祉部局等と連携し、ホームレスの自立支援や健康相談も行っている。</p>	<p>表1-(2)-イ-⑤</p>
<p>このような合同巡視などの取組もあって、平成27年4月1日以降、関東地方整備局管内において、河川管理者による指導に基づき退去したホームレスは3人、自立支援センターへの入所又は就職により退去したホームレスは19人になっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-⑥、⑦</p>
<p>一方、合同巡視における河川管理者と地方公共団体の福祉部局等との連携の在り方を巡っては、一部の地方公共団体から、①福祉部局は、自立支援の視点を持ってホームレスと接しているが、河川管理者は、河川の適正な管理という視点から対応しており、現場での接し方に相違がある。合同巡視を実施する前に互いの役割を確認することでより効果的な取組となる、②ホームレスの動静について、河川事務所と地方公共団体の福祉部局等の連絡が円滑に行われていない、などの意見が寄せられているほか、夏期に実施する合同巡視の必要性を疑問視する地方公共団体もある。</p>	
<p>また、関東地方整備局は、平成16年の行動計画策定時、市区町村に対し、同計画を周知しているのみであり、合同巡視以外では河川管理者と地方公共団体との情報共有は特段行っていないとしている。さらに、今回の調査において、調査対象6市区から聴取したところ、いずれの担当者も行動計画を承知していない。</p>	<p>表1-(2)-イ-⑧</p>
<p>c ホームレスへの指導、支援に当たっての集積されたデータの活用</p>	
<p>関東地方整備局は、河川管理者の立場からすると、ホームレスが河川区域内に起居することは、洪水時に自身の生命・身体へ危険が及ぶだけでなく、小屋等が流出することにより、河川管理施設の損傷につながるおそれが生ずることや、他の河川利用者が河川を利用する際の妨げになることを河川区域内の全てのホームレスに一律に説明し、河川区域からの退去、工作物等の撤去を指導するとしている。</p>	
<p>しかし、基本方針においては、「一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。」とされている。</p>	<p>表1-(2)-イ-②（再掲）</p>
<p>今回、関東地方整備局が保有する河川区域内に起居するホームレスの実態把握データのうち、1,043人分のデータを当局が集計したところ、①性別は男性が96.5%、②平均年齢は65歳、③現在の河川敷で起居を始めてからの期間は平均9年10か月、④ホームレスの不法占用面積は平均19.5</p>	<p>表1-(2)-イ-⑨～⑫</p>

<p>m<sup>2</sup> (最大 525 m<sup>2</sup>)、⑤現金収入のある者 586 人 (56.2%)、⑥就労 (自立) の意思のある者 444 人 (42.6%) となっている。</p> <p>また、ホームレスについて、①100 m<sup>2</sup>以上の面積を不法占有している者が 40 人おり (上記 1,043 人の 3.8%、この 40 人が全体の 38.4%を占める 7,801 m<sup>2</sup>を不法占有)、中には 525 m<sup>2</sup>の土地を不法占有している者がみられること、②就労 (自立) の意思のある者 444 人のうち、就職につながりやすいと考えられる 59 歳以下の者が 84 人 (18.9%) みられること等の広範な土地を不法占有する者の解消、ホームレスの自立支援に有効な情報などが、データを集計することにより得られる。</p> <p>なお、関東地方整備局は、収集したホームレスのデータを地方公共団体に提供しているものの、自立支援を求めている者を抽出するなどのデータ分析までは行っておらず、河川区域からの退去、工作物等の撤去指導において収集データを更に有効活用する余地があると認められる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、ホームレスへの効果的な退去、工作物等の撤去指導に資するため、更に次の措置を強化する必要がある。</p> <p>① 収集したホームレスのデータを分析し、地方公共団体がホームレスへの指導に当たる際に優先順位を付して指導できるよう情報提供するとともに、合同巡視等で河川区域からの退去、工作物等の撤去指導において有効に活用すること。</p> <p>② 行動計画で定めている関係機関等との連絡調整を推進するとともに、地方公共団体の福祉部局等との間で情報の伝達、共有を一層推進すること。</p>	<p>表 1 - (2) - イ - ⑬</p>
---	------------------------------

表1-2-1-1-1 関係法令(抜粋)

○ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)

(定義)

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項  
3 (略)

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第 14 条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (2) - イ - ② ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (平成 27 年 3 月一部改正) (抜粋)

第 1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。) に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成 15 年及び 19 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査 (生活実態調査) を踏まえ、平成 15 年 7 月及び 20 年 7 月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画 (以下「実施計画」という。) を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成 24 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で 9,576 人が確認され、平成 15 年 1 月に実施された同全国調査の時点から 15,720 人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成 24 年 6 月には、10 年間の限時法であった法の期限がさらに 5 年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成 25 年 12 月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業 (以下「自立相談支援事業」という。) の実施、生活困窮者住居確保給付金 (以下「住居確保給付金」という。) の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) が成立し、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについ

ては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。

(中略)

### 第3 ホームレス対策の推進方策

#### 2 各課題に対する取組方針

(1)～(4) 略

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア (略)

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア)～(イ) 略

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ)～(キ) 略

((6)～(8) 略)

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(以下、略)

(注) 下線は当局が付した。

表1-(2)-イ-③ 関東地方整備局管内のホームレスの人数

(単位：人)

区分	平成26年度	27年度	28年度	対26年度増減数
管内合計	1,143	1,160	1,079	-64

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 各年度とも2月時点のデータである。

表1-(2)-イ-④ ホームレス対策に関する行動計画（平成16年10月関東地方整備局河川部）

1 意義

本行動計画には、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「自立支援法」という。）の趣旨を踏まえたホームレス対策を行うにあたっての河川管理者の役割を定めるとともに、対策にあたり労力及び時間が相当必要であることに鑑み、指針となるべき関東地方整備局としての統一的な事項を定める。

ホームレス対策については、自立支援法が平成14年8月7日に施行され、これを受け、国（厚生労働省及び国土交通省）は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を15年7月に策定し、ホームレスの問題を解決するため総合的に施策を推進することとした。

こうした状況を踏まえ、関係機関と連絡調整を図りつつ計画的にホームレス対策を実施する必要があり、関東地方整備局として行動計画を策定するものである。

2 基本的考え方

(1) ホームレス対策における河川管理者の役割

河川管理者は、河川管理を治水、環境、利用等の面で適切に行う観点から、河川管理施設の機能の確保等を図るための巡視・点検、工作物の撤去指導をはじめとするホームレス対策を行う。その際、ホームレス問題が国を挙げて取り組むべき問題であること、河川敷に居住するホームレスの数が都市公園に次いで多いことなどを踏まえ、ホームレスの自立支援施策を担う雇用、福祉等を担当する関係機関との連絡調整をこれまで以上に積極的に行い、合同巡視の実施や情報共有等を通じて問題の総合的な解決に貢献することとする。

(2) 対策の基本方針

ホームレス対策については、局、事務所、出張所が一丸となって取り組むとともに、自治体の福祉部局をはじめとする関係機関との連携を密にして、総合的な解決を図ることを目指すものとする。

3 (略)

4 関係機関との連携について

(1) 河川管理者と関係機関等との役割分担

2(1)で示したとおり、河川管理者は、河川管理を治水、環境、利用等の面で適切に行う観点から、河川管理施設の機能の確保等を図るための巡視・点検、工作物の撤去指導をはじめとするホームレス対策を行う。

また、福祉部局等との連携を図る際には、国の自立支援方針（\*注：基本方針）に位置づけられた役割分担について、関係機関の間で共通認識を持った上で、協力関係を築くよう努めるものとする。

(2) 関係機関

連絡調整が必要な関係機関は、原則として以下のとおりとする。

- ・ 国（厚労省労働局（ハローワーク等））
- ・ 都県（福祉担当課、労働担当課、河川管理担当課、公営住宅担当課、警察等）
- ・ 市町村の福祉部局等（福祉担当課、保健センター・動物保護センター、労働担当課等）
- ・ 占有者
- ・ 民事部局（法務局、無料法律相談所等）
- ・ ホームレス保護団体

（中略）

5 施設の適正な利用の確保等について

(1) 工作物の撤去指導

- ・ 河川巡視による早期発見、報告、撤去指導
- ・ 事務所・出張所職員による定期的な撤去指導 等

(2) 空き小屋の撤去等

- ・ 廃棄物として撤去・処分
- ・ 簡易代執行の実施

(3) その他

- ・ ホームレスへの自立支援法の周知
- ・ 病気等により窮迫した状態にあるときの医療機関への通報
- ・ 災害時の危険について事前周知 等

6 優良事例の普及・徹底について

各事務所、他の地方整備局等の取組について効果的と思われる事例については、本局において情報収集を行い、積極的に各事務所へ紹介する。

7 監督処分等について

(1) 基本的考え方

治水上、河川環境上の支障の回避や人命の安全確保など適切な河川管理を遂行するために必要であって、行政代執行以外他に手段が無いと認められる場合は、十分検討の上これを実施できるものとする。

ただし、行政代執行等によってホームレスを強制的に排除したとしてもホームレス問題の根本的な解消にならないのは明白であると同時に、ホームレスに対する人権侵害ともなりかねないため、自立支援法の趣旨も踏まえ、河川管理者としてホームレス対策を行うに当たっては、福祉部局等との連携により根本的な解決を図ることを原則とする。

なお、空き小屋やゴミの撤去などホームレスに対する人権侵害の恐れが少ない場合については、簡易代執行等の手続きを積極的に活用するものとする。

(2) 行政代執行等を実施する場合の配慮事項

行政代執行等の実施を検討する際には、公益性だけでなく、ホームレスの人権についても十分な配慮を行うものとする。また、事前に関係自治体、ホームレス保護団体、報道関係者等への対応を適切に行うものとする。

8 新たなホームレスの流入防止について

河川敷地において新たなホームレスを生み出さない配慮も重要であり、以下の点に心がけるものとする。

- ・ 空き小屋の速やかな撤去
- ・ 状況に応じて橋梁下等における進入防止柵の設置を検討（占有者）
- ・ 新たなホームレスや工作物を発見したときの早期対応（撤去指導等）

9 実態把握（データ収集）について

ホームレスの実態及び本行動計画に基づく対応による成果を適切に把握するために、データ収集を強化する。

(1) 調査の時期、回数

（中略）

継続的にデータを収集する必要があることから、年に2回は時期をそろえて調査する必要がある。時期については、出水期前、冬季前とする。

(2) 必要なデータ

① 河川管理者として最低必要なデータ

- ・ 工作物、不法投棄等のデータ（工作物の概況、面積等）
- ・ ホームレス数
- ・ 一定期間内の増加数（うち、過去にあっせんした数）
- ・ 一定期間内の減少数（うち、あっせんによるもの）
- ・ 自立を望むホームレス数
- ・ 以前に起居していた場所 等

② 福祉施策の観点から必要なデータ

※福祉部局と調整し、検討

10 計画期間について

国の基本方針が5年後に見直されることを踏まえて、本行動計画の計画期間を5年とする。ただし、必要に応じて本行動計画の見直しを行う。

（注）下線は当局が付した。

表1-(2)-イ-⑤ 荒川下流河川事務所におけるホームレス合同巡視の概要

(単位：人)

年度・実施時期		実施期間 延べ日数	実施体制(延べ人員)					把握されたホームレス数
			河川事務所	市区	警察署	占用者	合計	
平成26	夏期	11日間	81	37	28		146	355
	冬期	11日間	67	54	26	24	171	325
27	夏期	10日間	52	34	19	27	132	318
	冬期	11日間	66	49	27	13	155	309
28	夏期	10日間	75	56	27	15	173	297
	冬期	11日間	70	53	26	17	166	280
29	夏期	11日間	99	141			240	269

(注) 荒川下流河川事務所の公表資料に基づき当局が作成した。

表1-(2)-イ-⑥ 指導に基づき退去したホームレスの事例(平成27年4月1日以降)

No.	年齢	現金収入の有無	当該地に起居した期間(か月)	退去日
1	52	無	39	H27.9
2	58	有	86	H27.9
3	66	有	29	H27.9

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 退去理由が、「河川管理者による指導」に該当する者を対象とした。

表1-(2)-イ-⑦ 自立支援センターに入居又は就職・定住に結びついた事例（平成27年4月1日以降）

No.	年齢	現金収入の有無	当該地に起居した期間（か月）	退去日
1	79	不明	1	H27. 5
2	62	有	27	H27. 6. 1
3	66	不明	1	H27. 6
4	68	有	77	H27. 7. 11
5	62	有	不明	H27. 7. 27
6	60	不明	182	H27. 9
7	73	有	不明	H27. 11. 22
8	69	有	134	H27. 11. 26
9	73	不明	180	H28. 1
10	43	無	14	H28. 3
11	68	無	17	H28. 4. 5
12	76	不明	180	H28. 7. 4
13	不明	不明	不明	H28. 7
14	66	有	75	H28. 8. 1
15	68	有	不明	H28. 8. 2
16	61	無	112	H28. 9
17	57	不明	36	H28. 10. 31
18	82	有	1	H28. 12. 21
19	58	無	2	H29. 2. 1

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 退去理由が、「自立支援センターに入居」又は「職を見つけ、定住」に該当する者を対象とした。

表1-(2)-イ-⑧ 国に対する地方公共団体の意見等

地方公共団体名	意見等
6市区町村	関東地方整備局が作成したホームレス対策に関する行動計画を承知していない。
A	ホームレスが平成29年8月に行方不明となり、当該ホームレスが使用していた小屋が撤去されたことを巡回相談員が発見したため、河川事務所に問い合わせたところ、同年9月に他市区町村で死亡し、行旅死亡人として扱われたことが判明したことがあった。もっと早く連絡してくれれば状況把握を早くできた。 年度初めに担当者名簿を交換して、気軽に連絡できるようになるとよいのではないかと。
B	1 河川で生活を送る方に対して、ホームレス状態からの脱却に向けた支援を行う中で、施設入所を希望する方に対しては、施設側と調整を行った結果、数件の施設利用(Bが実施する一時生活支援事業、民間事業者が実施する無料低額宿泊事業等)につながった。

	<p>2 河川事務所から合同巡視の実施結果を示されたことはない。</p> <p>Bの現在のホームレス調査としては、夏期合同巡視と全国調査がある。</p> <p>Bは生活困窮者自立支援事業として、市区町村内ホームレス巡回を毎週2日実施しており、対象区域が国土交通省管轄に限られる夏期合同巡視に参加する必要性はあまり感じない。</p>
C	<p>ホームレス合同巡視では、訪問したホームレスに河川区域から退去するよう声をかけ、不在の場合、警告文書を貼付するだけであり、罰則がないこと、及び代執行ができないこともあり、ホームレスの退去にあまり効果はない。</p>
D	<p>河川管理者と福祉部局はホームレスに対する視点が異なるため、現場での接し方に相違がある。河川管理者と福祉部局職員は、互いの立場を理解することに努めることが重要である。</p> <p>福祉部局職員は「自立支援」の視点を持ってホームレスと接していることなど、合同巡視を実施する前に役割を確認することで、より効果的な取組としていく。</p>
E	<p>これまでは、合同巡視の際に、訪問したホームレスに河川区域から退去するよう声をかけているだけだが、洪水で河川が増水した場合、命の危険があるため、国との連携を強化して河川区域にとどまらないよう指導しなければならない。</p>
F	<p>特段の意見なし。</p>

(注) 当局の調査結果による。

### 表1-(2)-イ-⑨ ホームレスの傾向の把握

i 性別 (単位: 人、%)

区分	男性	女性	不明	計
ホームレス数	1,006	16	21	1,043
割合	96.5	1.5	2.0	100.0

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年2月時点である。

ii 年齢

最年長	最年少	平均
88歳	30歳	65歳

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年10月時点である。

iii 当該地で起居を始めてからの期間

最長	最短	平均
40年7か月	3か月	9年10か月

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年10月時点である。

## iv 河川事務所から指導を受けた回数

最多	最少	平均
38回	0回	9.9回

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年2月時点である。

## v 現金収入の状況

現金収入の有無	該当者数(人)	構成割合(%)
あり	586	56.2
なし	97	9.3
不明	360	34.5
合計	1,043	100.0

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年2月時点である。

## vi 就労(自立)の意思の有無

就労等の意思の有無	該当者数(人)	構成割合(%)
あり	444	42.6
なし	133	12.8
不明	466	44.7
合計	1,043	100.0

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 平成29年2月時点である。

## vii 分析

- ・ 現金収入あり、自立する意思あり 387人(37.1%)
- ・ 現金収入なし、自立する意思あり 46人(4.4%)

表1-(2)-イ-⑩ ホームレスによる不法占用面積

(単位:人、㎡、%)

区分	ホームレスの人数	不法占用面積	合計面積比	平均
50㎡未満	856	8,606.6	42.4	10.1
50㎡以上100㎡未満	61	3,883	19.1	63.7
100㎡以上200㎡未満	24	2,940	14.5	122.5
200㎡以上	16	4,861	24.0	303.8
不明	86	—	—	—
計	1,043	20,290.6	—	19.5

- (注) 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表1-(2)-イ-⑪ 不法占用面積が大きいホームレス（上位10人）

順位	不法占用面積（㎡）	起居期間	指導回数
1	525	9か月	1
1	525	12年5か月	12
1	525	18年11か月	16
4	426	16年9か月	不明
5	300	12年4か月	18
5	300	11年10か月	18
5	300	16年7か月	不明
8	250	3か月	1
8	250	15年9か月	20
10	238	27年7か月	不明

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 不法占用面積は平成29年2月時点であり、起居期間は平成29年10月時点である。

表1-(2)-イ-⑫ 起居期間別ホームレス数及び平均年齢（就労の意思あり）

起居期間	ホームレス数	平均年齢
3年未満	33 (7.4%)	58.3
3年以上5年未満	37 (8.3%)	62.7
5年以上10年未満	93 (20.9%)	63.2
10年以上	211 (47.5%)	67.6
不明	70 (15.8%)	67.1
計	444 (100.0%)	65.5

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 起居期間及び平均年齢は平成29年10月時点である。

表1-(2)-イ-⑬ 年代別ホームレス数及び平均起居期間（就労の意思あり）

年代	ホームレス数	平均起居期間
30～39歳	3 (0.7%)	8年6か月
40～49歳	16 (3.6%)	7年5か月
50～59歳	65 (14.6%)	7年8か月
60～69歳	205 (46.2%)	10年3か月
70歳以上	135 (30.4%)	13年
不明	20 (4.5%)	12年5か月
計	444 (100.0%)	10年7か月

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 年代及び平均起居期間は平成29年10月時点である。

### (3) 不法係留船対策の推進

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>ア 船舶の係留についての許可等</p> <p>河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留については、</p> <p>表 1 - (3) - ①</p> <p>表 1 - (3) - ① (再掲)</p> <p>イ 河川管理者による不法係留船への対応</p> <p>表 1 - (3) - ②</p> <p>表 1 - (3) - ① (再掲)</p> <p>表 1 - (3) - ③</p>	<p>河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留については、</p> <p>表 1 - (3) - ①</p> <p>また、平成 25 年 12 月に河川法施行令が改正され、26 年 4 月から、</p> <p>表 1 - (3) - ① (再掲)</p> <p>河川管理者による不法係留船への対応</p> <p>河川管理者は、河川砂防技術基準において、不法行為を発見し、行為者が明らかな場合には、速やかに除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じることを基本とするとされている。</p> <p>また、河川管理者は、河川法第 77 条第 1 項の規定に基づき、河川法令等に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示することができるとされ、また同法第 75 条第 1 項の規定に基づき、河川法令等に違反した者に対して、監督処分として原状回復その他必要な措置を命ずることができるとされており、さらに、同法第 75 条第 3 項の規定に基づき、当該必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者等は簡易代執行を行うことができるとされている。</p> <p>さらに、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づき、法律により直接命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について、義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができるとされている。</p>



<p>の不法係留船が存在している。</p> <p>平成 28 年度における不法係留船の内訳は、プレジャーボート 2,991 隻(84.3%)、漁船 479 隻(13.5%)、事業用船が 78 隻(2.2%)となっている。</p> <p>また、今回、調査対象とした河川事務所ごとの平成 28 年度の不法係留船数は、利根川上流河川事務所は 341 隻(9.6%)、利根川下流河川事務所 382 隻(10.8%)、江戸川河川事務所 226 隻(6.4%)及び荒川上流河川事務所 21 隻(0.6%)となっている。</p> <p>さらに、今回、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所が管理する河川における不法係留船の状況について、当局が現地調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>① 利根川下流河川事務所が管轄する利根川右岸において、5 か所に不法係留船約 45 隻がみられた。</p> <p>② 江戸川河川事務所が管轄する江戸川において、3 か所に不法係留船 9 隻、また、中川において、15 か所に約 50 隻の不法係留船がみられた。</p> <p>③ 荒川上流河川事務所が管轄する荒川及び入間川において、各 1 か所に不法係留船がそれぞれ 2 隻及び 1 隻がみられた。</p>	<p>表 1 - (3) - ア - ②</p> <p>表 1 - (3) - ア - ① (再掲)</p> <p>表 1 - (3) - ア - ③</p>
<p>イ 不法係留船の監督処分及び是正措置等の実施状況</p> <p>今回、関東地方整備局及び同局管内の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所の不法係留船の監督処分及び是正措置等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>① 関東地方整備局管内における平成 23 年度から 28 年度までの不法係留船に対する監督処分、行政代執行及び簡易代執行の実績をみると、過去 6 年間で、簡易代執行が 25 年度において 3 件、26 年度 2 件、27 年度 1 件実施されている。</p> <p>② 上記各河川事務所における是正措置等の実施状況は、次のとおりである。</p> <p>i) 利根川下流河川事務所は、平成 16 年 7 月に利根川下流部水面利用協議会を設立し、17 年 7 月に「利根川下流部係留船対策計画」を策定し、当該計画の対象区域を利根川本川の同河川事務所の管理区間等とし、不法係留船対策として、暫定係留施設を設置して係留届出制度を設け、係留届出の許可(登録)船舶と無許可(未登録)船舶を区分し、無許可船舶については、不法占用として河川法に基づき対処し、同計画に基づく対策を確実に実施するとしている。</p> <p>しかしながら、暫定係留施設の占用許可受者として当該協議会</p>	<p>表 1 - (3) - イ - ①</p> <p>表 1 - (3) - イ - ②</p> <p>表 1 - (3) - イ - ③</p>

<p>で認める漁業協同組合の一部漁業協同組合と暫定係留施設の占用許可に係る協議が整わず、許可船舶と無許可船舶の区分が判然としていない箇所がみられた。同河川事務所銚子出張所の不法係留処理台帳 14 件（計 143 隻）を確認したところ、許可船舶と無許可船舶の区分が明確となっておらず、不法係留船に対する警告看板の設置や警告書の貼付などの必要な初動対応が行われていないほか、船舶所有者の特定も行われていないのがみられた。</p> <p>ii) 江戸川河川事務所は、不法係留船の巡視等による把握や実態調査を行い、船体への番号の表示の有無を確認の上、日本小型船舶検査機構に船体番号等を照会するなどして船舶所有者の特定を行うとともに、警告看板の設置や警告書の貼付を行い、登録船舶など船舶所有者が判明した船舶について、船舶所有者に対し、河川法第 77 条の規定に基づき、河川監理員により指示書を送付し、個別に自主撤去を求めている状況がみられた。</p> <p>なお、平成 22 年プレジャーボート全国実態調査結果では、中川の不法係留船は 251 隻であったが、29 年 3 月現在の不法係留船数は 121 隻と減少している状況がみられるものの、未だ 100 隻を超える不法係留船が存在している。</p>	<p>表 1 - (3) - イ - ④</p>
<p>ウ 国土交通大臣が指定する区間における不法係留船対策の実施状況</p> <p>今回、埼玉県及び千葉県が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川について、当局が不法係留船対策の実施状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p> <p>(ア) 埼玉県</p> <p>埼玉県が管理する指定区間における不法係留船は、平成 5 年当時、新芝川において 550 隻、大場川において 90 隻みられた。</p> <p>同県は、河川利用の適正化と推進を図る河川利用推進事業（国庫補助事業）を活用し、平成 6 年に大場川マリーナを、8 年に芝川マリーナを開設し、河川の利用推進と不法係留船対策を図るとともに、新芝川では、8 年及び 9 年に不法係留船等の行政代執行及び簡易代執行を実施し、20 年には「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」を制定し、同条例に基づき、同年に新芝川で不法係留船等の撤去を実施し、不法係留船の解消を図っている。</p> <p>また、大場川では、同県は平成 12 年 5 月に江戸川河川事務所が設置した中川の水面利用調整に関する協議会に参加し、対象区間に同県が管理する大場川の中川合流地点から葛三橋までの区間も含め、不法係留船対策について協議し、同協議会が 15 年 3 月に第 3 回協議</p>	<p>表 1 - (3) - ウ - ①</p> <p>表 1 - (3) - ウ - ②</p>

会を開催して以降休止状態となったため、同県は、大場川の不法係留船舶対策を進めるため、22年9月に大場川不法係留船舶等対策委員会を設置し、不法係留船舶対策について協議し、29年時点で、大場川における不法係留船舶は民間マリーナ事業者が常時水面係留している船舶のみとなっている状況がみられた。

(イ) 千葉県

千葉県における港湾、河川及び漁港等の公共水域における不法係留船舶数は、平成13年度に5,803隻と最多であったが、28年度現在、2,950隻となっており、13年度と比較しほぼ半減しており、調査開始以降、最少となっている。このうちプレジャーボートは1,526隻と全体の過半(51.7%)を占めている。なお、河川区域については、13年度に2,083隻であったが、28年度現在、865隻となっている。

千葉県は、平成14年7月に「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(以下「適正化条例」という。)を制定し、同条例第6条第1項により、千葉県内の全公共水域におけるプレジャーボートの係留保管の適正化を図るため、「千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画」(現行第3期計画、計画期間は平成25年1月1日から29年12月31日まで。以下「適正化計画」という。)を策定したほか、千葉県内の全公共水域に係留されている全船舶の係留保管の適正化を図るため、「千葉県船舶の係留保管の適正化に関するマスタープラン」(現行第2次、計画期間は平成25年1月1日から34年12月31日までの10年間。以下「マスタープラン」という。)を策定し、船舶の係留保管の適正化のための取組を実施している。

また、同県は、適正化条例第7条第1項の規定に基づき、放置プレジャーボートの集積の是正若しくは当該集積の発生の危険の回避又は当該集積の発生の予防を図る必要があると認める区域等について、適正化区域として指定し、適正化区域のうち、同条例第8条第1項の規定により、放置プレジャーボートの集積若しくは支障の是正又は当該集積の発生の危険の回避を図る必要があると認める区域等については、重点適正化区域として指定し、同条例第9条において、何人も、適正化区域内において、プレジャーボートを放置してはならないとしている。

さらに、同県は、適正化条例第10条の規定により、適正化区域内に放置されているプレジャーボートの所有者に対し、プレジャーボートを放置しないよう指導し、指導に従わないときは当該プレジャーボートを放置しないよう勧告し、勧告に従わなかったときは、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所等を公表することができるとし

表1-(3)-ウ  
-③

表1-(3)-ウ  
-④

ている。

加えて、同県は、適正化条例第 11 条の規定により、重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されているときは、所有者に対し、あらかじめ知事が定めた場所に移動させることがある旨を警告の上、当該プレジャーボートを移動させることができるとしている。

なお、同県の河川区域における不法係留船に対する強制移動（同条例第 11 条による）、監督処分、行政代執行及び簡易代執行の実績は、平成 17 年度に強制移動が 1 件、20 年度に簡易代執行が 1 件となっている。

千葉県は、適正化条例に基づく適正化区域、重点適正化区域の指定による重点的な指導等のほか、適正化計画及びマスタープランに基づく取組等により、不法係留船は減少傾向にあるとしている。

#### 【所見】

したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、不法係留船を解消するため、更に次の措置を強化する必要がある。

- ① 不法係留船を発見した場合には、警告看板を設置するなど必要な初動対応を着実に実施するとともに、速やかに船舶所有者の特定を行うこと。
- ② 船舶所有者が不明な場合には、簡易代執行を、船舶所有者が明らか  
な場合には、指示書の交付等是正のための措置を着実に実施すること。
- ③ なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分及び行政代執行等を速やかに行うこと。

表 1 - (3) - ① 関係河川法令 (抜粋)

<p>○ <b>河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)</b>  (土地の占用の許可)</p> <p>第 24 条 <u>河川区域内の土地</u> (河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。) <u>を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(工作物の新築等の許可)</p> <p>第 26 条 <u>河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</u> 河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)</p> <p>第 29 条 <u>第 23 条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第 75 条 <u>河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却 (第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</u></p> <p>一 <u>この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物 (除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)</u> 若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を知ることができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。</u> この場合</p>
--

においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4～10 (略)

(河川監理員)

第77条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第20条、第23条、第23条の2、第24条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第75条第1項若しくは第2項の規定による処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

2 河川監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### ○ 河川法施行令(昭和40年政令第14号)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第16条の4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 (略)

2 (略)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

一 第16条の3第1項の規定に違反して、竹木を流送した者

二 第16条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第2号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者

三 第16条の4第1項の規定に違反して、河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ② 国土交通省「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」（平成 27 年 3 月改定）  
（抜粋）

第 7 章 河川区域等の維持管理対策

第 2 節 不法行為への対策

2. 1 基本

<考え方>

河川における不法行為の主なものは以下のとおりであり、各々について適切に対応する必要がある。

- ① 流水の占用関係：不法取水、許可期間外の取水、許可条件違反
- ② 土地の占用関係：不法占用、占用範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留
- ③ 産出物の採取に関する状況：盗掘、不法伐採、採取位置や仮置き違反、汚濁水の排出
- ④ 工作物の設置状況：不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反
- ⑤ 土地の形状変更状況：不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反
- ⑥ 竹木の流送やいかだの通航状況：竹木の不法な流送、舟又はいかだの不法な通航
- ⑦ 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況：河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反、船舶の放置等
- ⑧ 河川保全区域及び河川予定地における行為の状況：不法工作物の設置、不法な形状変更

不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況を把握することが重要である。さらに、不法行為による治水への影響、河川利用者への影響、水防活動への影響等により重点的な巡視が必要な場合には、目的別巡視等により対応することが重要である。不法行為の内容によっては、市町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を検討する必要がある。

<標準>

不法行為を発見し、行為者が明らかな場合には、速やかに除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じることを基本とする。不法行為の対応に関する一般的な処理フローは図 7-1 を基本とする。

<推奨>

悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発を行う。

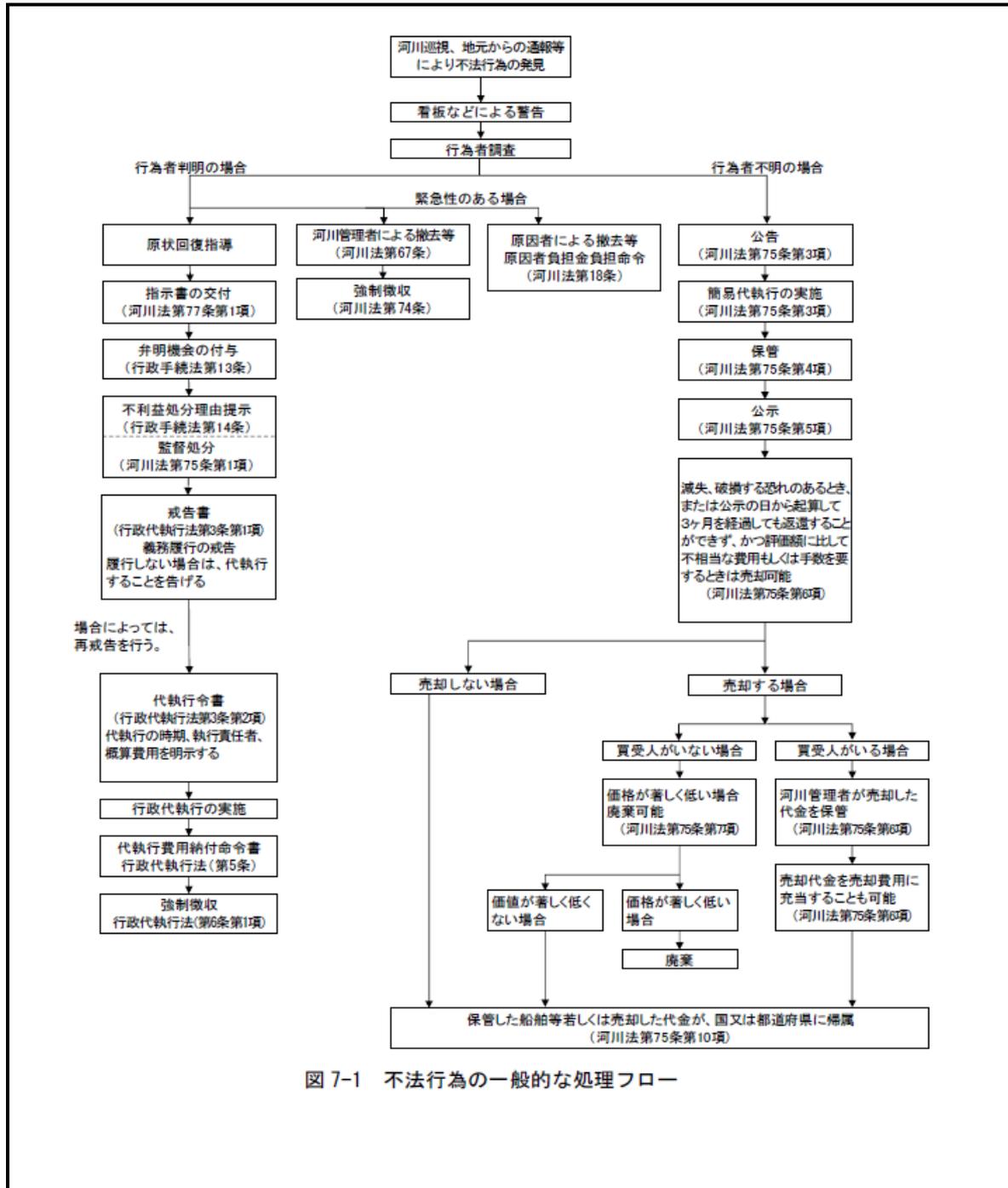


図 7-1 不法行為の一般的な処理フロー

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ③ 行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) (抜粋)

<p>第 1 条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 <u>法律 (法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)</u> により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為 (他人が代つてなすことのできる行為に限る。) について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。</p> <p>第 3 条 前条の規定による処分 (代執行) をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。</p> <p>2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。</p> <p>3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前 2 項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。</p>
---

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ④ 「計画的な不法係留船対策の促進について」 (平成 10 月 2 月 12 日付け建設省河政発第 16 号河川局長通達) (抜粋)

<p>一 不法係留船対策に係る計画の策定について</p> <p>1 計画の策定</p> <p><u>不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、河川管理者は、不法係留船対策に係る計画 (以下「計画」という。) を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うこととする。</u></p> <p>なお、その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施することとする。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 計画における不法係留船対策の基本的考え方は、次のとおりである。</p> <p>① <u>不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域 (以下「重点的撤去区域」という。) を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施するものとする。</u> なお、重点的撤去区域は年次的に拡大していくものであり、恒久的係留・保管施設の設置が認められた区域を除き、最終的には全ての河川の区域が重点的撤去区域となるものである。</p>
--

② 重点的撤去区域以外の河川の区域については、法第 77 条の規定に基づく河川監理員の指示も含めて適切な指導を行うものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。

③ 洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上も比較的問題のない場所のうち、係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川環境上支障のない場所については、暫定的な係留施設（以下「暫定係留施設」という。）を設置し得るものとし、この場合には計画に暫定係留施設の区域（将来的に恒久的係留・保管施設の設置が容認される区域を含む。以下「暫定係留区域」という。）を設定するものとする。

(2) (略)

### 3 計画の策定手続

計画は、次の手続に基づき策定するものとする。

① 河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者からなる河川水面の利用調整に関する協議会（以下「協議会」という。）を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に設置すること。なお、既に類似の組織が地方公共団体にある場合には当該組織を活用しても差し支えないものとする。

② 協議会は、地域住民の意見を聴きつつ、計画の内容を検討すること

③ 河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画を策定すること

### 二 重点的撤去区域における不法係留船対策の実施について

重点的撤去区域は、不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案して重点的に強制的な撤去措置を執る必要がある区域であるため、計画に基づき、法第 77 条の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である法第 75 条に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行を重点的に実施することとされたい。

簡易代執行については、船舶検査番号に基づく日本小型船舶機構へ照会を行ったにもかかわらず所有者が判明しない場合、あるいは船舶検査番号に基づく照会が不可能である場合のほか、所有者であった者が譲渡により所有を否定し、譲渡先を明らかにしない場合等も、過失がなく監督処分を命ずべき者を確知することができない場合に該当するものであり、積極的に簡易代執行を実施されたい。なお、監督処分を命ずべき者を確知できる場合には、代執行を行うに当たり事前に監督処分を行うべきことはいうまでもないが、念のため申し添える。

強制的な撤去措置の実施に当たっては、必要に応じて、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら実施することとされたい。

また、重点的撤去区域を定めた場合は、その区域及び内容を適切な公示方法（地方公共団体の広報への掲載、現場における看板の設置等）により周知を行うこととされたい。

三～五 (略)

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ア - ① 関東地方整備局管内及び調査対象河川事務所の不法係留船数の推移(平成 25 年度～28 年度)

(単位：隻、%)

区分・年度 河川 事務所等名	管轄水系名 主な河川名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
関東地方整備局 管内全体	8 水系 (利根川・荒川・多摩川・鶴見川・相模川・久慈川・那珂川・富士川)	3,192 (100)	3,890 (100)	3,791 (100)	3,548 (100)
利根川上流河川 事務所	利根川水系 利根川・鬼怒川・渡良瀬川等	396 (12.4)	352 (9.1)	329 (8.7)	341 (9.6)
利根川下流河川 事務所	利根川水系 利根川等	411 (12.9)	379 (9.7)	345 (9.1)	382 (10.8)
江戸川河川事務 所	利根川水系 江戸川・中川等	249 (7.8)	278 (7.2)	261 (6.9)	226 (6.4)
荒川上流河川事 務所	荒川水系 荒川・入間川等	30 (0.9)	32 (0.8)	24 (0.6)	21 (0.6)

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 下段「()」欄は割合を示す。

表 1 - (3) - ア - ② 平成 28 年度における関東地方整備局管内の不法係留船の状況

(単位：隻、%)

種別 事項	プレジャーボート (下注2)	漁 船	事業用船 (遊漁船・舟運用船舶等)	合 計
隻数	2,991	479	78	3,548
割合	84.3	13.5	2.2	100.0

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 国土交通省は、平成 26 年度から別個に集計していたサップ船(和船、手こぎ船を含む平底の小舟)等をプレジャーボートに含めて集計している。

表 1 - (3) - ア - ③ 調査対象河川事務所が管轄する河川において当局が現地調査により把握した不法係留船の状況

調査対象 機関名	不法係留船に係る事例の概要
利根川下流 河川事務所	利根川右岸 8.1km 付近(千葉県銚子市高田町地先)の高田樋管の堤外水路及び無許可船溜りに不法係留船が約 10 隻みられ、陸上に放置されたものやプレジャーボート 1 隻が堤外水路に横転して放置されているものがみられた。現地には、利根川下流河川事務所による警告看板等は見当たらなかった。

〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉

利根川下流河川事務所は、一部船舶について、漁業協同組合関係者のものとみられるため、暫定係留について協議が必要であるが、許可（登録）船舶と無許可（未登録）船舶の区分が判然とせず、警告看板の設置や警告書の貼付が行えない現状となっているとしている。同河川事務所は、引き続き、漁業協同組合と協議を行い、許可（登録）船舶と無許可（未登録）船舶の区分を明確にし、所有者等の確認を行い、警告看板の設置等により自主撤去を求めていくとしている。

※表 1 - (3) - イ - ④の番号 No. 9 に該当。



利根川右岸 12.5km 付近（千葉県銚子市森戸町地先）の国管理の支川に不法係留船 5 隻がみられた。現地には、国土交通省による油脂取扱注意及びごみ捨て禁止の看板は設置されていたが、不法係留船に係る警告看板等は見当たらなかった。

〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉

利根川下流河川事務所は、船舶について、漁業協同組合関係者のものとみられるため、暫定係留について協議が必要であるが、引き続き、漁業協同組合と協議を行いたいとしている。

利根川右岸 16.5km 付近（千葉県香取郡東庄町石出地先）の国土交通省が管理する河川管理施設石出樋門付近に不法係留船約 20 隻がみられた。不法係留船のうち 8 隻は同樋門の堤外水路に係留・放置され、うち 4 隻は沈没し、うち 1 隻の中型プレジャーボートは石出樋門そばに横転して放置されており、洪水や高潮による増水時に不法係留船が流出した場合、樋門が損傷したり、不法係留船が樋門のゲート部を閉塞するなどにより、本川から支川への洪水の逆流又は高潮の遡上を防止する機能に支障が生ずるおそれがあるほか、堤内地側には船着場が整備されていることから、船舶が樋門を通行する機能にも支障が生ずるおそれがある。

現地には、警告看板が設置され、所有者に連絡を求めている状況がみられた。

〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉

利根川下流河川事務所は、現状、警告看板を設置し、所有者からの申出を求めているほか、船体番号等の確認を進め、今後、所有者の確認を行い、不法係留船の撤去等必要な対応を検討するとしている。

（再掲）



利根川右岸 18.5km 付近（千葉県香取郡東庄町新宿地先）の利根川河口堰下流黒部川合流点付近において、黒部川右岸に不法係留船約 10 隻及び簡易係留施設の栈橋約 10 箇所がみられ、不法係留船のうち 2 隻は沈没している状況がみられた。また、中型のプレジャーボート 1 隻が高水敷に放置されている状況がみられた。

〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉

利根川下流河川事務所は、以前に警告看板を設置し、自主撤去を求めていたが、現在、漁船が一部みられ、許可（登録）船舶と無許可（未登録）船舶の区分が判然とせず、警告看板の設置や警告書の貼付が行えない現状となっているとしている。同河川事務所は、今後、銚子船入場の再整備状況を踏まえ、許可（登録）船舶と無許可（未登録）船舶の区分を整理し、警告看板の設置や所有者等の確認を行い、自主撤去を求めていくとしている。



利根川右岸 55km 付近（千葉県成田市猿山地先）の樋管堤外水路に、係留船 4 隻がみられ、うち 2 隻が不法係留船で、うち 1 隻は沈没している状況がみられた。

現地には、河川法施行令による船舶放置禁止の旨の公告看板が設置され、船舶の放置行為に罰則が適用される旨の看板が設置されていた。

〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉

	<p>利根川下流河川事務所は、放置船舶警告看板を設置している。同河川事務所は、不法係留船2隻について、引き続き警告看板により自主撤去を求めていくとしている。</p>
江戸川河川事務所	<p>不法係留船対策計画を定めた「不法係留船対策に係る計画《江戸川放水路水面利用計画》」において、計画対象区域として重点的撤去区域に設定されている江戸川放水路右岸 1.7 km 付近（千葉県市川市妙典地先）において、関係団体の名称が表示された不法係留船 1 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、これまで船舶等に警告書を貼付してきたが、現地にて、2 特定団体の関係者立会いのもと、船舶所有者の確認を行い、自主撤去を求めていくとしている。</p>
	<p>江戸川左岸 29.6 km 付近（千葉県流山市流山 5 丁目地先）において、不法係留船 3 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、不法係留船について、漁業協同組合員のもののみならず、今後、漁業協同組合員所有の船舶についても、警告看板の設置や警告書の貼付等を実施する予定であるとしている。</p>
	<p>江戸川左岸 34.8 km 付近（千葉県流山市深井新田地先）において、不法係留船約 5 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、不法係留船について、漁業協同組合員のもののみならず、今後、漁業協同組合員所有の船舶についても、警告看板の設置や警告書の貼付等を実施する予定であるとしている。</p>
	<p>中川左右岸 19.1 km から 20.3 km 付近（左岸：埼玉県三郷市戸ヶ崎地先、右岸：埼玉県八潮市大瀬地先）までの間において、棧橋の設置や不法係留船の係留が 13 か所みられ、不法係留船約 40 隻がみられた。現地には、棧橋や不法係留船等の撤去を求める警告看板が複数設置されていた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、船舶所有者が判明しているものは、指示書を交付（郵送）し是正を求めているほか、現地に警告看板を設置し、船上から棧橋や船舶に警告書を貼付し、自主撤去を求めているとしている。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

	<p>中川右岸 29.2km から 29.3km 付近 (埼玉県越谷市東町 1 丁目地先) までの間において、不法係留船約 10 隻 (うち沈船 2 隻) や複数の棧橋の設置がみられた。現地には、警告看板の設置や棧橋入口に警告書の貼付が行われていた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、船舶所有者が判明しているものについては、指示書を交付 (郵送) して是正を求めているほか、現地に警告看板を設置し棧橋や船舶に警告書を貼付し、自主撤去を求めているとしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>中川左岸 29.8km 付近 (埼玉県吉川市木売地先) に不法係留船 2 隻及び棧橋の設置がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、船舶所有者が判明しており、指示書を交付 (郵送) して是正を求めているほか、船舶に警告書を貼付し、自主撤去を求めているとしている。</p> <p>中川右岸 30km 付近 (埼玉県越谷市東町 3 丁目地先) において、沈没船 1 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>江戸川河川事務所は、船上から沈没船に警告書を貼付し、自主撤去を求めているとしている。</p>
<p>荒川上流河川事務所</p>	<p>荒川左岸 37.6km 付近 (埼玉県さいたま市下大久保地先) において、不法係留船 2 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>荒川上流河川事務所は、警告看板の設置及び警告書の貼付や漁業協同組合を通じ所有者の確認を行い、同組合を通じ自主撤去を求めているとしている。</p> <p>その結果、荒川上流河川事務所管内における平成 28 年度の不法係留船は 21 隻に減少しており、同河川事務所は、警告看板の設置及び警告書の貼付等必要な初動対応を着実に実施し、船体への番号の表示が無いものについては漁業協同組合に確認するなどして船舶所有者の確認を行い、自主撤去を求めているとしている。</p> <p>入間川右岸 0.2km 付近 (埼玉県川越市古谷本郷上組地先) の古谷樋管堤外水路において、沈没船 1 隻がみられた。</p> <p>〈河川事務所による是正措置等処理状況の説明〉</p> <p>荒川上流河川事務所は、現状沈没船として確認し、所有者は不明としている。同河川事務所は、今後、警告看板の設置や警告書の貼付等を行うとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - イ - ① 平成 23 年度から 25 年度までの監督処分及び簡易代執行の実施件数

(単位：件)

年度 事項	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
監督処分	0	0	0	0	0	0
簡易代執行	0	0	3	2	1	0
行政代執行	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 「監督処分」とは、河川法第 75 条第 1 項及び第 2 項に基づく処分をいう。  
 3 「簡易代執行」とは、河川法第 75 条第 3 項に基づく処分をいう。  
 4 「行政代執行」とは、行政代執行法第 2 条に基づく処分をいう。

表 1 - (3) - イ - ② 利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所における河川水面利用調整協議会設置状況及び不法係留対策計画策定状況

調査対象機関名	河川名	河川水面利用調整協議会名 (設立年月日)	不法係留船対策計画策定状況 (策定年月日)
利根川下流河川事務所	利根川 (下流部)	利根川下流部水面利用協議会 (平成 16 年 7 月 23 日)	利根川下流部係留船対策計画 (平成 17 年 7 月 29 日策定)
江戸川河川事務所	江戸川 (放水路)	江戸川放水路水面等利用者協議会 (平成 10 年 1 月 30 日)	不法係留船対策に係る計画 《江戸川放水路水面利用計画》(平成 13 年 3 月 8 日策定)
	中川	中川の水面利用調整に関する協議会 (平成 12 年 5 月 30 日)	未策定

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - イ - ③ 利根川下流部係留船対策計画 (平成 17 年 7 月 29 日利根川下流部水面利用協議会) の計画内容等

項目	利根川下流部係留船対策計画の主な内容
計画対象区域	利根川本川の利根川下流河川事務所管理区間 (河口から千葉県我孫子市 (右岸)・茨城県取手市 (左岸) までの区間 - 1.5km ~ 86.0km) 及び小貝川の利根川合流点から豊田堰までの約 1km 区間
計画対象船舶	波崎・銚子漁港内の船舶を除く、利根川下流部の河川区域内に係留されている全ての船舶 (漁船 (動力船・非動力船)、プレジャーボート、警戒船、台船、作業船、ヨット等) とする。また、係留とは、高水敷に陸置きしているものを含むものとする。

基本方針	<p>利根川下流部における現在の無秩序な係留状況を解消するためには、河川法に基づき一定の要件を満たした係留形態を正式に許可し、全ての係留船を把握・管理してゆく必要がある。</p> <p>この係留船対策計画に基づき、河川管理者は占用許可の手続を進める。その他、全ての関係者は、この計画に基づき秩序ある係留環境の実現を図るものとする。</p> <p>(1) <u>係留届出制度の制定</u></p> <p><u>秩序ある係留環境の管理水準を維持するためには、許可船舶と無許可船舶を明確に区分するための「係留届出制度」を制定し、係留施設への係留を希望する船舶は係留届出を行い、さらに、占用許可受者が受入可能と判断して係留を認める場合に限り、係留が許可されるものとする。</u></p> <p>なお、<u>登録を受けていない船舶は、無許可係留船舶として河川法に基づき対処するものとする。</u></p> <p>(2) <u>河川法に基づく係留施設の適正化</u></p> <p><u>現在すでに許可している泊地等に加え、現位置における簡易な係留施設も暫定係留施設として河川法に基づき許可する。</u></p> <p><u>係留施設の管理水準を適正に維持できる団体として、国・地方自治体等の他、当協議会で認める漁業協同組合等を占用許可受者とする。</u></p> <p><u>一方、占用許可を受けていない施設については、河川法に基づき対処するものとする。</u></p> <p>(3) <u>係留施設の利用並びに管理運営ルール</u></p> <p>係留施設が適切に管理できるよう、ルールを定めておくものとする。</p> <p>洪水時等の緊急時においては、係留施設の管理者や、船舶所有者による自己責任において、避難等を実施していくものとする。</p> <p>また、係留船舶が安全に避難するための情報連絡体制に関する仕組みを整備していくものとする。</p> <p>(4) <u>将来の係留施設の適切な整備計画の検討</u></p> <p>将来の秩序ある係留環境の実現に向け、地域の特性や河川特性を踏まえ、治水上支障とならない箇所に、質並びに管理水準の多様な恒久施設を整備していくことや、船舶上下架施設（斜路）を整備し、河川区域外の陸上保管を促すことを検討する。</p>
------	--

(注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

表1-(3)-イ-④ 利根川下流河川事務所銚子出張所における不法係留船への対応状況

番号	位置 (場所)	不法係留船数	発見年月	不法係留船への対応等の状況	対応方針
1	利根川左岸 6.25 ～6.75km 付近 (茨城県神栖市波崎字荒波地先)	17 隻	H24.1	無許可船溜りに係留を確認。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
2	利根川左岸 8.3km 付近 (茨城県神栖市矢田部字仲新田地先)	5 隻	H24.1	河岸に係留を確認。 2隻は漁協組合員のもものとみられる(うち1隻は平成27年10月以降未確認)。その他は東日本大震災により破損した船が陸置きされている。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
3	利根川左岸 9.0km 付近 (茨城県神栖市矢田部字清水地先)	7 隻	H24.1	無許可船溜りに係留を確認。 東日本大震災により漂着した4隻は、平成23年度に地方公共団体に対応を依頼。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
4	利根川左岸 10.0 ～11.25km 付近 (茨城県神栖市矢田部字東海地先)	13 隻	H24.1	河岸及び無許可船溜りに係留を確認。 東日本大震災により流出した一部が高水敷に漂着した船7隻を確認。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
5	利根川左岸 11.5 ～12.0km 付近 (茨城県神栖市矢田部字西前宿地先)	8 隻	H24.1	河岸及び無許可船溜り係留を確認。 東日本大震災により流出、高水敷に漂着した船が多い。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
6	利根川左岸 14.0km 付近 (茨城県神栖市矢田部字川尻地先)	13 隻	H24.1	河岸及び水路内に係留を確認。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板等で撤去指導を予定
7	利根川左岸 16.25km 付近 (茨城県神栖市太田字東押揚地先)	4 隻	H24.1	河岸に係留を確認。 暫定係留施設としての占用について、以前協議が行われていたが、現在行われていない。 平成25年1月、26年1月、27年1月、28年1月、29年1月に現地確認。	警告看板等で撤去指導を予定

				警告看板は設置されていない。	
8	利根川右岸 5.5km 付近 (千葉県銚子市四日市場町地先)	3 隻	H25. 1	平成 25 年に右岸 4.8km より移動を確認。 暫定係留施設としての占用について、以前協議が行われていたが、現在行われていない。 平成 26 年 1 月、27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
9	利根川右岸 8.3 ～8.5km 付近 (千葉県銚子市高田町地先)	15 隻	H24. 1	無許可船溜りに係留を確認。 東日本大震災により破損した船が多く、陸上に放置されている。 暫定係留施設としての占用について、以前協議が行われていたが、現在行われていない。 平成 25 年 1 月、26 年 1 月、27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
10	利根川右岸 10.25 ～ 10.5km 付近 (千葉県銚子市塚本町地先)	26 隻	H24. 1	水路内及び無許可船溜りに係留を確認。 暫定係留施設としての占用について、以前協議が行われていたが、現在行われていない。 平成 25 年 1 月、26 年 1 月、27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
11	利根川右岸 10.75 ～ 11.75km 付近 (千葉県銚子市忍町地先)	14 隻	H24. 1	水路内、無許可船溜り及び忍川河道内に係留を確認。 東日本大震災により破損し、流された船が多い。富川の係留船は、富川船入場が河岸侵食により使用不能のため、係留されている。 平成 25 年 1 月、26 年 1 月、27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
12	利根川右岸 14.25km 付近 (千葉県銚子市桜井町地先)	2 隻	H26. 1	旧桜井町船入場跡に放置されていることを確認。 平成 25 年度に地方公共団体へ撤去依頼し、地方公共団体にて調整中。 平成 27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
13	利根川左岸 5.5 ～5.75km 付近 (茨城県神栖市波崎字別所地先)	7 隻	H26. 1	陸上に放置されていることを確認。 平成 27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 1 月に現地確認。 警告看板は設置されていない。	警告看板 等で撤去 指導を予 定
14	利根川右岸 14.75km 付近	9 隻	H20. 2	平成 20 年に不法係留を確認。 平成 27 年 12 月に不法係留船調査を実施し、	漁船は、 暫定係留

	(千葉県銚子市宮原町地先)			利用実態を確認。3隻減、ほかは係留確認の船と同じものと確認。 警告看板は設置されていない。	許可調整中。その他は警告看板等で撤去指導を予定
--	---------------	--	--	--	-------------------------

- (注) 1 関東地方整備局の資料に基づき当局が作成した。  
2 不法係留船数は、関東地方整備局の資料（平成28年度時点）による。

**表1-(3)-ウ-① 埼玉県が管理する指定区間における不法係留船舶数の推移と主な不法係留船舶対策の対応状況**

埼玉県管理の指定区間における不法係留船舶数	埼玉県の不法係留船舶対策に係る対応状況
平成5年 640隻 (新芝川 550隻、大場川 90隻)	<p>平成6年 大場川マリーナ開設（八潮市に所在、河川利用推進事業の国庫補助事業を活用、収容隻数167隻、管理運営者（財）埼玉県河川公社）</p> <p>平成8年 芝川マリーナ開設（川口市に所在、河川利用推進事業の国庫補助事業を活用、収容隻数95隻、管理運営者（財）埼玉県河川公社）</p> <p>同年～9年 新芝川において、行政代執行及び簡易代執行を実施、船舶及び栈橋等の撤去</p> <p>平成12年 江戸川河川事務所において、中川水面利用調整協議会設置。対象区間に県管理の大場川（中川合流地点から葛三橋までの区間）を含め、不法係留船舶対策について協議</p> <p>平成13年 第2回中川水面利用調整協議会開催</p> <p>平成15年 第3回中川水面利用調整協議会開催、以降同協議会休止状態</p> <p>平成20年 埼玉県船舶の放置防止に関する条例の制定</p> <p>同年 新芝川において、埼玉県船舶の放置防止に関する条例により、船舶及び栈橋等の撤去。以降、新芝川では、不法係留船舶は解消された。</p> <p>平成22年 県は、中川水面利用調整協議会が休止状態のため、新たに大場川不法係留船舶等対策委員会を設置</p> <p>平成26年 大場川の民間マリーナ事業者に対して、常時水面係留している船舶の陸上保管等を指導</p> <p>平成28年 1事業者が県の指導に従い、是正措置を実施</p>

平成 29 年	残る事業者に対し、陸上保管等を指導中
同年	第 4 回中川水面利用調整協議会、再開。大場川不法係留船舶等対策委員会で進めている大場川の不法係留船舶等対策について、中川水面利用調整協議会に含めて進める。
同年	河川法施行令第 16 条の 4 の規定に基づき、12 月 1 日から大場川で船舶を放置してはならないものに指定

(注) 当局の調査結果による。

**表 1－(3)－ウ－② 埼玉県船舶の放置防止に関する条例（平成 20 年条例第 24 号）（抜粋）**

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、船舶の放置を防止することにより、公共水域における景観の維持、静穏の保持等良好な生活環境の保全及び公共水域を利用した円滑な経済活動に資するとともに、公共水域における船舶の事故の防止及び災害時の避難、物資の輸送等公共水域の公益的機能の維持を図り、もって県民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(放置防止区域の指定等)</p> <p>第 6 条 <u>知事は、公共水域のうち、次のいずれかに該当する区域を放置防止区域として指定することができる。</u></p> <p>一 船舶の放置を要因として、景観が悪化し、騒音、悪臭等が発生し、若しくはごみが散乱し、又は火災その他の事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある等生活環境が悪化していると認められる区域</p> <p>二 船舶を利用した円滑な経済活動を確保することが必要であると認められる区域</p> <p>三 船舶の放置が行われた場合に、船舶の円滑なすれ違いその他船舶の安全な航行に支障が生ずるおそれがあると認められる区域</p> <p>四 災害時において船舶による避難、物資の輸送等救助活動に係る体制を確保することが必要であると認められる区域</p> <p>2 知事は、前項の規定により放置防止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その指定しようとする区域の全部又は一部を管理する権限を有する国等の機関及び当該区域の全部又は一部が存する市町村の長の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、第 1 項の規定により放置防止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、当該放置防止区域を表示した図面を規則で定めるところにより公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>4 放置防止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(船舶の放置等の禁止)</p> <p>第 7 条 <u>何人も、放置防止区域内にみだりに船舶の放置をしてはならない。</u></p> <p><u>2 何人も、放置防止区域内に正当な権原なく棧橋等を設置してはならない。</u></p> <p>(指導及び警告)</p>
--

第8条 知事は、放置防止区域内に船舶の放置が行われている場合においては、当該船舶（以下「放置船舶」という。）の所有権その他放置船舶を使用する権利を有する者（以下「放置船舶の所有者等」という。）に対し、当該船舶の放置をやめるよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定による指導に従わない放置船舶の所有者等に対し、当該船舶の放置をやめるよう警告するものとする。

3 知事は、放置防止区域内に正当な権原なく棧橋等が設置されている場合においては、当該棧橋等（以下「違法棧橋等」という。）の所有権を有する者（以下「違法棧橋等の所有者」という。）に対し、当該違法棧橋等を撤去するよう指導することができる。

4 知事は、前項の規定による指導に従わない違法棧橋等の所有者に対し、当該違法棧橋等を撤去するよう警告するものとする。

5 知事は、第1項から前項までの規定による指導又は警告を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該放置船舶又は違法棧橋等に立ち入り、調査をさせることができる。

6 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(移動又は撤去)

第9条 知事は、放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者が前条第2項又は第4項の規定による警告に従わない場合は、その職員に、あらかじめ知事が定めた場所に当該放置船舶を移動させ、又は当該違法棧橋等を撤去させることができる。知事が緊急の必要があると認める場合又は同条第5項の調査によっても放置船舶の所有者等若しくは違法棧橋等の所有者を確知することができない場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による移動又は撤去を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に当該放置船舶又は違法棧橋等に立ち入らせることができる。

(移動又は撤去後の措置)

第10条 知事は、前条第1項の規定により放置船舶を移動させ、又は違法棧橋等を撤去させたときは、当該放置船舶又は違法棧橋等を、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者に返還するまでの間、保管しなければならない。ただし、当該放置船舶を移動し、又は当該違法棧橋等を撤去した日から起算して6月を経過したときはこの限りでない。

2 知事は、前項の規定により放置船舶又は違法棧橋等を保管したときは、規則で定めるところにより、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者に通知するとともに、当該放置船舶又は違法棧橋等を返還するために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地を確知することができないときは、その旨並びに当該移動又は撤去をした日時及び場所その他規則で定める事項を告示することをもって当該通知に代えることができる。

3 知事は、第1項ただし書に規定する期間を経過してもなお当該放置船舶又は違法棧橋等を返還することができない場合は、法令の規定に従って当該放置船舶又は違法棧橋等処理することができる。

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ウ - ③ 千葉県内の全公共水域における不法係留船舶数の推移

年度 水域区分	平成 13 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
県内全公共水域	5,803	3,744	3,474	3,578	2,950
港湾区域	2,730	2,184	1,996	2,104	1,484
河川区域	2,083	1,051	1,024	887	865
漁港区域	450	100	85	215	326
海岸区域	540	409	369	372	275

- (注) 1 千葉県の資料に基づき当局が作成した。  
 2 海岸区域の不法係留船舶数は、港湾区域及び漁港区域内を除く。

表 1 - (3) - ウ - ④ 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (平成 14 年条例第 41 号) (抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、都市その他の地域の景観の回復及び創出を図るとともに、県民の生活の安全の保持並びに公共の水域を利用した円滑な経済活動及び公共の水域周辺の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(係留保管適正化計画)</p> <p>第 6 条 <u>知事は、プレジャーボートの係留保管の適正化を総合的に推進するため、プレジャーボートの係留保管の適正化に関する計画 (次項において「係留保管適正化計画」という。) を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p>2 係留保管適正化計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 プレジャーボートの放置の防止に関する事項</p> <p>二 係留保管施設の利用の促進に関する事項</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、プレジャーボートの係留保管の適正化の推進に関する重要な事項</p> <p>(適正化区域の指定)</p> <p>第 7 条 <u>知事は、次の各号に掲げる区域を規則で定めるところにより、適正化区域として指定することができる。</u></p> <p>一 放置されたプレジャーボートの集積の是正若しくは当該集積の発生の危険の回避又は当該集積の発生の予防を図る必要があると認める区域</p> <p>二 災害時 (地震、大規模な火災その他の災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときをいう。以下同じ。) における船舶による円滑な避難、輸送等を確保することに対する支障の発生の予防を図る必要があると認める区域</p> <p>三 プレジャーボートの放置に起因する次に掲げる支障の是正若しくは当該支障の発生の危険の回避又は当該支障の発生の予防を図る必要があると認める区域</p>
--

- イ 防火、防犯等の面での県民の生活の安全を保持することに対する支障
  - ロ 公共の水域を利用した円滑な経済活動を確保することに対する支障
  - ハ 騒音、水質の汚濁等の発生による周辺の地域の住民の良好な生活環境を確保することに対する支障
- 四 前各号に掲げるもののほか、プレジャーボートの放置に起因するこの条例の目的を達成することに対する支障の是正若しくは当該支障の発生の危険の回避又は当該支障の発生の予防を図る必要があると認める区域
- 2 知事は、前項の規定により適正化区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その指定しようとする区域の全部又は一部を管理する公共の水域の管理者及び当該区域の全部又は一部が存する市町村の長に意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により適正化区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 適正化区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5・6 (略)

(重点適正化区域の指定)

第8条 知事は、適正化区域のうち、次の各号に掲げる区域を規則で定めるところにより、重点適正化区域として指定することができる。

- 一 前条第1項第一号に規定する集積若しくは同項第三号及び第四号に規定する支障の是正又は当該集積若しくは当該支障の発生の危険の回避を図る必要があると認める区域
  - 二 前条第1項第一号に規定する集積又は同項第二号から第四号までに規定する支障の発生の予防を特に図る必要があると認める区域
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、重点適正化区域について準用する。

(禁止行為)

第9条 何人も、適正化区域内において、プレジャーボートを放置してはならない。

- 2 何人も、適正化区域内の水面域（係留保管施設等が占める水面域を除く。）をプレジャーボートの係留保管場所として使用してはならない。

(適正化区域内における措置)

第10条 知事は、適正化区域内に放置されているプレジャーボートの所有者等その他占有者に対し、当該プレジャーボートを放置しないよう指導することができる。

- 2 知事は、適正化区域（重点適正化区域を除く。）内において、前項の規定による指導に従わない所有者等に対し、当該プレジャーボートを放置しないよう勧告することができる。
- 3 知事は、前各項の施行に必要な限度において、当該職員に、放置されている船舶に立ち入り、当該船舶の種類、用途、所有者等その他の事項を確認するために必要な調査を行わせることができる。
- 4 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつ

たときは、その者の氏名又は名称及び住所、当該勧告に従わなかった事実その他規則で定める事項を公表することができる。

6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

(重点適正化区域内における措置)

第11条 知事は、重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されているときは、当該職員に、当該プレジャーボートをあらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。

2 知事は、前項の規定による移動をするに当たっては、あらかじめ、次項において準用する前条第3項の規定による立入調査及び船舶の登録等をしている機関への照会をもって迅速に当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができるときは、当該所有者等に対し、重点適正化区域内において放置されているプレジャーボートについては当該職員にあらかじめ知事が定めた場所に移動させることがある旨の警告をするものとする。ただし、緊急の必要があると認めるとき、又は当該警告を直ちに当該プレジャーボートの所有者等に了知させることが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 (略)

4 知事は、第1項の規定によりプレジャーボートを移動させたときは、第2項の規定による警告を受けた所有者等の氏名又は名称及び住所、当該所有者等が警告を受けていたにもかかわらず重点適正化区域内においてプレジャーボートを放置していた事実その他規則で定める事項を公表することができる。

5 前条第6項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(移動したプレジャーボートに対する措置)

第12条 知事は、前条第1項の規定によりプレジャーボートを移動させたときは、当該プレジャーボートを保管しなければならない。

2 知事は、前項の規定によりプレジャーボートを保管したときは、当該プレジャーボートの所有者等に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該プレジャーボートを速やかに引き取るべき旨を通知し、その他当該プレジャーボートを所有者等に返還するため規則で定める必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公示しなければならない。

3 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の規定により保管したプレジャーボートを廃棄することができる。

- 一 当該プレジャーボートがその本来の用途に供することが困難な状態にあるとき。
- 二 規則で定めるところにより評価した当該プレジャーボートの価額が著しく低いとき。
- 三 前項前段の規定による通知が当該プレジャーボートの所有者等に到達した日又は同項後段の規定による公示の日から起算して6月を経過したとき。

4 知事は、前項の規定によりプレジャーボートを廃棄しようとするときは、あらかじめ、千葉県保管プレジャーボート処理委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、前項の規定により千葉県保管プレジャーボート処理委員会の意見を聴こうとす

るときは、あらかじめ、第3項の規定により廃棄しようとするプレジャーボートの所有者等に対し、当該プレジャーボートを廃棄する旨を規則で定めるところにより通知するとともに、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、この限りでない。

(注) 下線は当局が付した。

#### (4) 占用許可申請等の適正化

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>河川法第24条に定める河川区域内の土地の占用許可の期間については、河川敷地占用許可準則第12において、原則として10年以内（グライダー練習場等にあつては5年以内）とされており、この期間が経過した場合は、占用許可の更新申請手続が必要となる。</p> <p>また、「河川法に基づく許可書の様式及び占用標識等の規格について」（平成28年3月28日付け国関整水第426号関東地方整備局長通知）において、占用許可の条件として、許可を受けた者は、占用の期間中、占用の場所又は付近の見やすい場所に、①標識名、②占用目的、③占用面積、④占用者名、⑤連絡先及び⑥所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識を設けること、さらに、複数の箇所を一つの占用許可で占用する場合は、箇所ごとに河川占用許可標識を設置することとされている。</p> <p>なお、河川占用許可標識については、上記通知において、看板などのうち、管理者、連絡先が明示されているもの等については設置を省略することができることとされている。</p>	<p>表1-(4)-① 表1-(4)-②  表1-(4)-③</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、関東地方整備局の利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所における占用許可事務の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>ア 占用許可の更新申請がされていないもの</p> <p>前回調査において、当局が指摘した、占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている71件のうち、57件は更新されている。しかし、江戸川河川事務所の14件は未だ占用許可の更新申請がされていない。</p> <p>また、今回新たに調査した結果、占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっているものが次のとおりみられた。</p> <p>① 利根川下流河川事務所：4件 ② 江戸川河川事務所：27件 ③ 荒川上流河川事務所：2件</p> <p>イ 河川占用許可標識が設置されていないもの</p> <p>前回調査において、当局が指摘した、河川占用許可標識が設置されていない10事例のうち、5事例は設置されている。しかし、次の5事例</p>	<p>表1-(4)-④      表1-(4)-⑤ 表1-(4)-④ (再掲) 表1-(4)-⑥  表1-(4)-⑦</p>

<p>は河川占用許可標識が設置されていない。</p> <p>① 占用許可を受けている農耕地について、河川占用許可標識が設置されていないもの：3事例（利根川下流河川事務所）</p> <p>② 一括して占用許可を受けている施設のうち一部施設について、河川占用許可標識が設置されていないもの：2事例（利根川下流河川事務所）</p> <p>また、今回新たに調査した結果、一括して占用許可を受けている施設のうち、一部の施設について河川占用許可標識が設置されていないものが2事例（利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所）みられた。</p> <p>ウ 河川占用許可標識の記載事項が適正でないもの</p> <p>今回新たに調査した結果、河川占用許可標識において必要とされている記載事項のうち、占有者の連絡先や所轄河川事務所・出張所の記載がないものが4事例（利根川下流河川事務所：2事例、江戸川河川事務所：1事例、荒川上流河川事務所：1事例）みられた。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関東地方整備局は、河川の適正な管理を一層推進する観点から、土地の占用許可申請等の適正化を推進するため、更に次の措置を強化する必要がある。</p> <p>① 占用許可期間が経過しているものについて、占有者に対して、速やかに占用許可の更新申請を行うよう指導すること。</p> <p>② 未設置の河川占用許可標識について、占有者に対して、速やかに標識を設置するよう指導すること。</p> <p>③ 河川巡視等の際に河川占用許可標識の記載内容を確認し、標識に占有者の連絡先など必要事項を明記するよう、標識の設置者に対する指導を徹底すること。</p>	<p>表1-(4)-⑧</p> <p>表1-(4)-⑨</p> <p>表1-(4)-⑩</p> <p>表1-(4)-⑪</p>
---	---

表 1 - (4) - ① 関係河川法令 (抜粋)

○ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地 (河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。) を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

表 1 - (4) - ② 河川敷地占用許可準則 (平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達) (抜粋)

(占用施設)

第 7 条 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場

ロ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

ニ 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ 道路又は鉄道の橋梁 (鉄道の駅が設置されるものを含む。) 又はトンネル

ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設

ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの

ハ 地下に設置する道路、公共駐車場

ニ 売店 (周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。)

ホ 防犯灯

五 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

イ 河川教育・学習施設

ロ 自然観察施設

ハ 河川維持用具等倉庫

六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ 公共的な水上交通のための船着場

ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ 荷揚場（通路を含む。）

ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

2・3 （略）

（占用の許可の期間）

第12 占用の許可の期間は、第7第1項第一号から第七号までに規定する占有施設に係る占有にあっては10年以内、同項第八号に規定する占有施設に係る占有にあっては5年以内で当該河川の状況、当該占有の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 （略）

（注）下線は当局が付した。

表1-(4)-③ 「河川法に基づく許可書の様式及び占用標識等の規格について」(平成28年3月28日付け国関整水第426号関東地方整備局長通知)が定める「占用標識等の規格について」(抜粋)

2 標識

標識の規格は次のとおりとする。

なお、記載されている目的については記入例であるので各目的等に応じ記入するものとする。

① 土地の占用

許可を受けた者は、占用の期間中、占用場所又は付近の河川管理者及び河川利用者等が見やすい場所に標識名、占用目的、占用面積、占用者名(法人にあつてはその名称。以下同じ。)、連絡先及び所轄事務所・出張所の名称を明記した標識を設置すること。

ただし、個人占用に係る標識は連絡先の表示を不要とする。

また、複数の箇所を一つの許可で占用させる場合は、箇所毎に設置させるものとし、広大な占用地の場合には、設置する数について必要に応じて適宜判断するものとする。なお、左右岸にまたがる橋梁については、両岸に設置させる事を原則とする。

色調は白地に黒字とし、サイズは、日本工業規格(JIS)A3を基本とするが、小規模な占用については日本工業規格(JIS)A4を基本とするほか、施設自体に記載する等、占用施設の形態に応じて適切に変更するよう、弾力的な運用を可能とする。

なお、標識を地面に立てるときは脚を設け、視認しやすい高さとする。

ただし、以下の施設については標識の設置を省略することができる。

- ・ 高圧線等地表に工作物の設置を伴わない河川の上空を横過する施設
- ・ 道路標識等により管理者が明示されている道路【自転車歩行者専用道路を含む。】
- ・ 電柱、標識等柱状の工作物
- ・ 出入口
- ・ 砂利採取法に基づく標識が設置されているもの
- ・ 標識を設置することが困難な小規模な施設
- ・ 看板などのうち、管理者、連絡先が明示されているもの
- ・ 地下に埋設される施設(横断工作物を除く)
- ・ 一時占用

(注) 下線は当局が付した。

表1-(4)-④ 江戸川河川事務所において占有許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている事例

調査対象機関名	事例の概要																																																												
江戸川河川事務所	<p>江戸川河川事務所は、占有許可期間が当該年度内に期限をむかえる案件及び占有許可期間が経過している案件の占有者に対して、年度末頃に、文書又は口頭により許可申請を行うよう周知するとしている。</p> <p>しかし、前回調査で指摘した24件のうち14件について、占有許可の更新申請が行われていない(表1参照。平成29年9月末現在)。同河川事務所では、当局の指摘以後、占有者に対して継続的に指導を行っているが、未だ申請に至っていないとしている。</p> <p>また、今回、同河川事務所の河川現況台帳から占有許可の更新状況を確認した結果、占有を継続しているが、更新申請がされていないものが27件みられた(表2参照。平成29年9月末現在)。</p> <p>表1 占有許可の更新申請がされていない施設(前回調査指摘事項分)</p> <table border="1" data-bbox="453 913 1369 1818"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>許可受者</th> <th>場所</th> <th>最終許可期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標示板</td> <td>団体</td> <td>松戸市松戸地先、下矢切地先</td> <td>H21.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>流山市大字加上西割地先</td> <td>H9.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>流山市加字下西割地先</td> <td>H9.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>団体</td> <td>流山市加字上西割</td> <td>H7.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>流山市加字上西割地先2か所</td> <td>H8.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>法人</td> <td>松戸市小山字堤際</td> <td>H5.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>松戸市小山後田地先</td> <td>H6.3.31</td> </tr> <tr> <td>雨水排水路</td> <td>団体</td> <td>流山市流山～木字蛭田地先</td> <td>S48.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>法人</td> <td>松戸市小山屋敷添地先</td> <td>H2.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>松戸市松戸地先</td> <td>H2.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>松戸市小山字堤際地先</td> <td>H1.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>松戸市古ヶ崎地先</td> <td>H4.3.31</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>個人</td> <td>流山市大字加字下西割地先</td> <td>H19.3.31</td> </tr> <tr> <td>排水路</td> <td>団体</td> <td>流山市南流山</td> <td>H18.9.30</td> </tr> </tbody> </table>	件名	許可受者	場所	最終許可期限	標示板	団体	松戸市松戸地先、下矢切地先	H21.3.31	出入口	個人	流山市大字加上西割地先	H9.3.31	出入口	個人	流山市加字下西割地先	H9.3.31	出入口	団体	流山市加字上西割	H7.3.31	出入口	個人	流山市加字上西割地先2か所	H8.3.31	出入口	法人	松戸市小山字堤際	H5.3.31	出入口	個人	松戸市小山後田地先	H6.3.31	雨水排水路	団体	流山市流山～木字蛭田地先	S48.3.31	出入口	法人	松戸市小山屋敷添地先	H2.3.31	出入口	個人	松戸市松戸地先	H2.3.31	出入口	個人	松戸市小山字堤際地先	H1.3.31	出入口	個人	松戸市古ヶ崎地先	H4.3.31	出入口	個人	流山市大字加字下西割地先	H19.3.31	排水路	団体	流山市南流山	H18.9.30
件名	許可受者	場所	最終許可期限																																																										
標示板	団体	松戸市松戸地先、下矢切地先	H21.3.31																																																										
出入口	個人	流山市大字加上西割地先	H9.3.31																																																										
出入口	個人	流山市加字下西割地先	H9.3.31																																																										
出入口	団体	流山市加字上西割	H7.3.31																																																										
出入口	個人	流山市加字上西割地先2か所	H8.3.31																																																										
出入口	法人	松戸市小山字堤際	H5.3.31																																																										
出入口	個人	松戸市小山後田地先	H6.3.31																																																										
雨水排水路	団体	流山市流山～木字蛭田地先	S48.3.31																																																										
出入口	法人	松戸市小山屋敷添地先	H2.3.31																																																										
出入口	個人	松戸市松戸地先	H2.3.31																																																										
出入口	個人	松戸市小山字堤際地先	H1.3.31																																																										
出入口	個人	松戸市古ヶ崎地先	H4.3.31																																																										
出入口	個人	流山市大字加字下西割地先	H19.3.31																																																										
排水路	団体	流山市南流山	H18.9.30																																																										

表2 占用許可の更新申請がされていない施設（今回調査分）			
件名	許可受者	場所	最終許可期限
車両感知器 及び専用柱	団体	三郷市彦川戸等	H29. 3. 31
出入口 (5件)	法人	吉川市吉川二丁目他4か 所	H29. 3. 31
出入口	個人	吉川市吉川二丁目	H29. 3. 31
出入口	個人	越谷市東町	H29. 3. 31
出入口	個人	越谷市東町	H29. 3. 31
出入口	個人	吉川市大字川藤字川岸	H29. 3. 31
出入口	個人	草加市柿木町	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市八条等	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字八条字幸之宮	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字八条字幸之宮	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根等	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根字天 神	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字八条字幸ノ宮	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字八条字幸ノ宮 等	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字八条	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	個人	八潮市大字鶴ヶ曾根	H29. 3. 31
出入口	法人	八潮市大字八条	H29. 3. 31
交通信号機	団体	吉川市大字川藤等	H29. 3. 31
電気通信設 備（支線）	法人	八潮市大字二丁目	H29. 3. 31

(注) 当局の調査結果による。

表1-(4)-⑤ 利根川下流河川事務所において占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている事例

調査対象機関名	事例の概要																				
利根川下流河川事務所	<p>利根川下流河川事務所は、許可期間が満了する約3か月前に、占用者に対して、占用を継続する場合には、占用許可申請を行うよう郵送により周知するとしている。</p> <p>また、許可期間が経過しても申請がない場合には、電話により督促するとしている。</p> <p>今回、同河川事務所の河川現況台帳から占用許可の更新状況を調査した結果、次のとおり、占用を継続しているが、占用許可の更新申請がされていないものが4件みられた（平成29年9月末現在）。</p> <p>表 占用許可の更新申請がされていない施設</p> <table border="1" data-bbox="453 819 1370 1155"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>許可受者</th> <th>場所</th> <th>最終許可期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地出入口</td> <td>個人</td> <td>印旛郡栄町須賀</td> <td>H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>宅地出入口</td> <td>個人</td> <td>印旛郡栄町中谷</td> <td>H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>宅地出入口</td> <td>個人</td> <td>印旛郡栄町中谷</td> <td>H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業 根木名川排水地区 の排水</td> <td>団体</td> <td>成田市西大須賀</td> <td>H29. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	件名	許可受者	場所	最終許可期限	宅地出入口	個人	印旛郡栄町須賀	H29. 3. 31	宅地出入口	個人	印旛郡栄町中谷	H29. 3. 31	宅地出入口	個人	印旛郡栄町中谷	H29. 3. 31	かんがい排水事業 根木名川排水地区 の排水	団体	成田市西大須賀	H29. 3. 31
件名	許可受者	場所	最終許可期限																		
宅地出入口	個人	印旛郡栄町須賀	H29. 3. 31																		
宅地出入口	個人	印旛郡栄町中谷	H29. 3. 31																		
宅地出入口	個人	印旛郡栄町中谷	H29. 3. 31																		
かんがい排水事業 根木名川排水地区 の排水	団体	成田市西大須賀	H29. 3. 31																		

(注) 当局の調査結果による。

表1-(4)-⑥ 荒川上流河川事務所において占用許可の更新申請がされておらず期限切れとなっている事例

調査対象機関名	事例の概要
荒川上流河川事務所	<p>荒川上流河川事務所は、許可期間が満了する約3か月前に、占用者に対して、占用を継続する場合には、占用許可申請を行うよう電話又は郵送により周知するとしている。</p> <p>今回、同河川事務所の河川現況台帳から占用許可の更新状況を調査した結果、次のとおり、占用を継続しているが、占用許可の更新申請がされていないものが2件みられた（平成29年9月末現在）。</p>

表 占用許可の更新申請がされていない施設			
件名	許可受者	場所	最終許可期限
出入口及び排水管	個人	深谷市荒川	H29. 3. 31
出入口	個人	深谷市大字荒川字下川原	H29. 3. 31

(注) 当局の調査結果による。

**表 1 - (4) - ⑦ 前回調査所見表示事項の主な改善事例**

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>利根川下流河川事務所管内において、Aが同市内9か所を一括して占用許可を受けて整備している船入場のうち、4か所の船入場に河川占用許可標識が設置されていない事例について、利根川下流河川事務所は、平成26年度に占有者に対して、わかりやすい場所に標識を設置するよう指導しており、その後、占有者によって標識が設置されている。</p> <p>(改善後)</p> 

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (4) - ⑧ 河川占用許可標識が設置されていない事例

調査対象機関名	事例の概要								
利根川下流河川事務所	<p>V、W及びXが占有している農耕地について、占有許可標識が設置されていない。</p> <p>これら農耕地3件については、前回調査において当局が占有許可標識の未設置を指摘しているが、改善されていない。</p> <p>利根川下流河川事務所は、これら農耕地の占有許可の期間は1年であり、許可更新の申請の都度、占有許可標識を設置するよう占有者を指導しているが、設置に至っていないとしている。</p> <p>表 占有許可標識が設置されていない施設</p> <table border="1" data-bbox="454 728 1369 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 728 686 779">占有内容</th> <th data-bbox="686 728 1369 779">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 779 686 853">農耕地 (水田)</td> <td data-bbox="686 779 1369 853">利根川右岸 13.2 km～13.85 km (千葉県銚子市笹本町 159～211)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 853 686 927">農耕地 (水田)</td> <td data-bbox="686 853 1369 927">利根川右岸 13.2 km～13.90 km (千葉県銚子市笹本町 281、同市桜井町 706)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 927 686 1003">農耕地 (水田)</td> <td data-bbox="686 927 1369 1003">利根川右岸 69.0 km～71.75 km (千葉県印旛郡栄町北 380、同町西 246)</td> </tr> </tbody> </table>	占有内容	場 所	農耕地 (水田)	利根川右岸 13.2 km～13.85 km (千葉県銚子市笹本町 159～211)	農耕地 (水田)	利根川右岸 13.2 km～13.90 km (千葉県銚子市笹本町 281、同市桜井町 706)	農耕地 (水田)	利根川右岸 69.0 km～71.75 km (千葉県印旛郡栄町北 380、同町西 246)
占有内容	場 所								
農耕地 (水田)	利根川右岸 13.2 km～13.85 km (千葉県銚子市笹本町 159～211)								
農耕地 (水田)	利根川右岸 13.2 km～13.90 km (千葉県銚子市笹本町 281、同市桜井町 706)								
農耕地 (水田)	利根川右岸 69.0 km～71.75 km (千葉県印旛郡栄町北 380、同町西 246)								

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (4) - ⑨ 複数の場所の施設について一括して占有許可を受けている施設のうち、一部の施設に河川占有許可標識が設置されていない事例

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>Cが一括して占有許可を受けている運動広場4施設のうち2施設(軟式野球グラウンド及びマリンスポーツ基地)に占有許可標識が設置されていない。これら2施設については、前回調査において当局が占有許可標識の未設置を指摘しているが、改善されていない。</p> <p>利根川下流河川事務所は、本件の2施設について、占有許可標識が設置されている場所から離れているため、標識を施設の付近に設置するなど、河川敷利用者にとって分かりやすい設置ができないか占有者に対して指導するとしている。</p>

	表 占有許可標識が設置されていない施設	
	占有内容	場 所
	軟式野球グラウンド	利根川右岸 68.8 km付近 (千葉県印旛郡栄町北地先)
	マリンスポーツ基地	利根川右岸 68.0 km付近 (千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田出津 2-12 番地先)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (4) - ⑩ 複数の場所の施設について一括して占有許可を受けている施設のうち、一部の施設に河川占有許可標識が設置されていない事例

調査対象機関名	事例の概要				
利根川下流河川事務所	<p>Aが一括して占有許可を受けている係留施設 8か所のうち 1か所に占有許可標識が設置されていない。</p> <p>これについて利根川下流河川事務所は、占有許可標識が未設置となっていることは河川巡視において把握しており、占有者に対し設置を指導したとしている。</p> <p>なお、前回調査においても本事例と同様に、Aの係留施設 9か所のうち 4か所に標識が未設置であったが、これらはすべて是正されている。</p> <p>表 1 占有許可標識が設置されていない施設</p> <table border="1"> <tr> <td>占有内容</td> <td>場 所</td> </tr> <tr> <td>係留施設</td> <td>利根川右岸 9.0km 付近 (千葉県銚子市野尻町地先)</td> </tr> </table>	占有内容	場 所	係留施設	利根川右岸 9.0km 付近 (千葉県銚子市野尻町地先)
占有内容	場 所				
係留施設	利根川右岸 9.0km 付近 (千葉県銚子市野尻町地先)				
江戸川河川事務所	<p>Dが占有許可を受けて設置している係留施設の栈橋 17 か所について、一部の栈橋において占有許可標識が設置されていない。</p> <p>これについて江戸川河川事務所は、占有許可標識が未設置となっていることは河川巡視において把握しており、係留施設の占用の期限 (平成 32 年度まで) も考慮しつつ、占有者へ指導するとしている。</p> <p>表 2 占有許可標識が設置されていない施設</p> <table border="1"> <tr> <td>占有内容</td> <td>場 所</td> </tr> <tr> <td>係留施設</td> <td>江戸川放水路左右岸 1.4 km~3.0 km (千葉県市川市高谷、田尻、妙典地先)</td> </tr> </table>	占有内容	場 所	係留施設	江戸川放水路左右岸 1.4 km~3.0 km (千葉県市川市高谷、田尻、妙典地先)
占有内容	場 所				
係留施設	江戸川放水路左右岸 1.4 km~3.0 km (千葉県市川市高谷、田尻、妙典地先)				

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (4) - ⑪ 河川占用許可標識の記載事項が適正でない事例

調査対象機関名	事例の概要
利根川下流河川事務所	<p>利根川右岸 14.0 km付近（千葉県銚子市桜井町 1409 番 1 地先）に神社が設置している鳥居の占用許可標識には、所轄河川事務所及び出張所名が記載されていない。</p> <p>利根川下流河川事務所は、履行検査において、占用許可標識の記載内容について確認しており、占有者に対して修正を指導したとしている。</p>
	<p>利根川右岸 74.2 km付近（千葉県印西市木下地先）にYが設置している旧跡の説明板には、Yの連絡先が記載されていない。</p> <p>利根川下流河川事務所は、「河川法に基づく許可書の様式及び占用標識等の規格についての一部改正について（通知）」において、看板のうち、管理者、連絡先が明示されているものについては標識の設置を省略できるものとされていることから、管理者であるYに対して、連絡先の電話番号を記載するよう指導している。</p> <div data-bbox="451 929 1252 1460" data-label="Image"> </div>
江戸川河川事務所	<p>江戸川左岸 24.2 km付近（千葉県松戸市主水新田地先）にBが設置している案内板には、Bの連絡先が記載されていない。</p> <p>江戸川河川事務所は、「河川法に基づく許可書の様式及び占用標識等の規格について」において、看板のうち、管理者、連絡先が明示されているものについては標識の設置を省略できるとされており、管理者は明記されていることから、管理者の連絡先（Bの代表電話番号）は明示しなくとも把握できるとして、特に指導していない。</p>

	
<p>荒川上流河川事務所</p>	<p>荒川右岸 34.0 km付近（埼玉県朝霞市上内間木地先）にZが占有している運動公園の占有許可標識には、所管の河川事務所及び出張所名が記載されていない。</p> <p>荒川上流河川事務所は、平成 28 年 11 月の履行検査において、許可標識の設置状況は確認していたが、記載内容については確認していなかったとしており、今後、占有者に対して修正を指導するとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

## 2 海岸での防御と一体となった・津波・高潮対策の推進

所見表示	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>河川法は、第1条において、洪水、津波・高潮等による災害の発生が防止されるように河川を総合的に管理することにより、公共の安全を保持し、公共の福祉を増進することをその目的の一つとして掲げている。</p> <p>また、同法第16条第1項の規定に基づき、河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておくこととされている。さらに、同条の2第1項の規定に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならないとされている。</p> <p>関東地方整備局が平成25年5月に策定（29年9月変更）した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」（以下「河川整備計画」という。）においては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」として、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って整備を進めることにより、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とし、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生防止又は軽減を図るとしている。また、同整備計画においては、「地震・津波遡上対策」として、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき関係都県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努めるとしている。</p> <p>さらに、国土交通省は、平成23年3月の東日本大震災により、河川を遡上し又は流下した津波（以下「河川津波」という。）が甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、「河川津波対策について」（平成23年9月2日付け国水河計第20号、国水治第35号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長、治水課長通知。以下「河川津波対策通知」という。）により、海岸での防御と一体となった河川津波への対策について、各地方整備局河川部長等へ通知している。</p> <p>同通知は、河川津波対策の基本として、①河川津波は、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討する対象と位置づける、②今後、河川管理においても海岸管理と一体として計画的に津波に対応する、③堤内地の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波を「施設計画上の津波」と称する、④施設計画上の津波に対しては、海岸における防御と一体となって河川堤防、津波水門等により津波被害を防御するとしている。また、施設計画上の津波の設定として、施設計画上の津波は、河口が位置する「設計津波の水位の設定方</p>	<p>表2-①</p> <p>表2-②</p> <p>表2-③</p> <p>表2-④</p>

法等について」(平成 23 年 7 月 8 日付け 23 農振第 1154 号、23 水港第 1068 号、国水海第 2 号、国港海第 58 号農林水産省農村振興局整備部防災課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長、国土交通省港湾局海岸・防災課長通知。以下「設計津波の水位設定通知」という。)にある地域海岸の設計津波(注)と同一の津波を基本として設定する、さらに、施設画面上の津波水位として、①津波遡上区間においては、河川堤防の高さを定めるための水位として施設画面上の津波水位を設定する、②施設画面上の津波水位は津波シミュレーションにより求められる河川津波の津波水位を基にし、河口の位置する地域海岸の設計津波の水位を勘案して設定するとしている。

(注) 設計津波：海岸保全施設の設計を行うため、津波発生時の浸水に関する記録に基づく最大の津波又は地震その他の異常な地象若しくはこれに伴う海象に関する記録に照らして発生するものと予想される最大の津波を考慮し、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が定めるものをいう(海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(平成 16 年農林水産省・国土交通省令第 1 号)第 2 条第 3 号)。

#### 【調査結果】

今回、関東地方整備局、茨城県及び千葉県における利根川河口部の津波・高潮対策の実施状況について調査した結果、次の状況がみられた。

#### (1) 関東地方整備局等による津波・高潮対策

##### ア 前回調査における所見表示事項

前回調査において、関東地方整備局は、海岸管理者である茨城県及び千葉県との情報共有を図っているものの、河川津波対策通知にある施設画面上の津波の設定に至っておらず、利根川河口部左岸から 3.0 km 上流まで及び同河口部右岸 4.0 km 上流までの区間を河川整備計画において堤防の整備区間としていなかった。これを踏まえ、当局は、関東地方整備局に対し、「津波による河川沿岸の住民の安全の確保及び被害の軽減の観点から、河川津波対策について、河川整備計画の見直しを視野に入れ、関係地方公共団体と一層の連携を図るとともに、速やかに施設画面上の津波を設定し、河川部と海岸部の一体となった防御を推進する必要がある。」との所見表示を行っている。

##### イ 今回調査結果

今回、前回調査における指摘事項の改善状況を調査したところ、関東地方整備局は、利根川河口部の津波・高潮対策について、平成 26 年 7 月から 29 年 9 月までに茨城県との間で 11 回、26 年 8 月から 28 年 12 月まで

に千葉県との間で4回協議を行っている。同局は、28年12月の協議において、茨城県及び千葉県に「当該区域は漁港区域内であることから、漁港管理者が主体となって整備するもの」と同局の意向を説明している。

当該説明の理由として、関東地方整備局は、現在、利根川河口部は漁港施設として茨城県及び千葉県がそれぞれ河川法の占用許可を受け継続的に使用していることから、施設整備の主体は漁港管理者とするのが適当と考えられるためとしている。

しかし、茨城県及び千葉県は、河川の津波・高潮対策に関しては、河川法に基づき河川管理者が整備するものとしており、現時点において、関東地方整備局は、利根川河口部の津波・高潮対策について、両県と継続的に協議を進めているものの、事業主体や事業内容（以下「事業主体等」という。）について結論に至っておらず、施設計画上の津波が未設定であり、河川部と海岸部が一体となった防御が進んでいない。

## (2) 津波・高潮対策に係る地方公共団体からの要望

利根川河口部左岸の茨城県神栖市（波崎東部地域）及び右岸の千葉県銚子市（市街地河口地域）は、東日本大震災時の河川津波により、床上浸水等の被害を受け、また、神栖市においては、台風等による利根川の増水により、住宅地や道路への浸水被害が度々発生している。

そこで、両市は、平成27年3月24日、関東地方整備局長に対し、利根川河口部において堤防整備区間となっていない区間（茨城県側（左岸）においては、河口から上流3.0kmまでの区間、千葉県側（右岸）においては、河口の-1.0kmから上流4.0kmまでの区間）における河川の治水対策及び津波・高潮対策の早期事業化を求める要望書をそれぞれ提出している。

また、茨城県は、平成29年6月、「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案・要望」の中で、現在、関東地方整備局によって行われている築堤事業の早期完了とともに、「利根川河口部の洪水対策及び津波対策を河川整備計画の整備内容に追加し、早期事業化を図ること」を要望事項として国土交通省に提出している。

このような状況を踏まえ、利根川河口部における津波・高潮対策は早急に対応すべき課題となっているものと認められる。

## 【所見】

したがって、関東地方整備局は、津波による河川沿岸の住民の安全の確保及び被害の軽減の観点から、津波・高潮対策を推進するため、事業主体等について関係地方公共団体との合意を形成し、施設計画上の津波を設定して、早急に河川部と海岸部の一体となった防御を推進する必要がある。

## 表2-① 関係河川法令（抜粋）

### ○ 河川法（昭和39年法律第167号）

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川整備基本方針）

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかななければならない。

2～6 （略）

（河川整備計画）

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかななければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

（権限の委任）

第98条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○ 河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（権限の委任）

第53条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第9条第2項又は第5項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる管理については、この限りでない。

一 河川整備基本方針を定め、又は変更すること。

二 特定水利使用（国土交通省令で定めるものに限る。）に関する法第23条、第24条、第26条第1項、第27条第1項、第34条第1項、第38条、第39条、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項及び第6項、第44条第1項、第47条第1項及び第4項、第55条第1項、第57条第1項及び第2項、第58条の4第1項、第58条の6第1項及び第2項、第75条並びに第76条の規定による権限

三 前号に規定する特定水利使用に関する法第32条第4項、第35条、第36条第1項及び第90条第1項に規定する権限（次項各号に掲げる権限のみに係るものを除く。）

四 （略）

2・3 （略）

（注）下線は当局が付した。

表2-② 国土交通省関東地方整備局「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」（平成29年9月変更）（抜粋）

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、利根川の江戸川分派点より上流区間における治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させるために、同区間における河道分担流量の増加をできるだけ抑えつつ治水安全度を向上させるとともに、その間に同区間より下流の利根川及び江戸川の整備を進めることにより、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とする。

洪水に対しては、我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を流れる利根川、江戸川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積していることから、利根川、江戸川の重要性を考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して相対的に高い水準である年超過確率1/70から1/80とし、その水準に相当する河川整備計画の目標流量を基準地点八斗島において17,000m<sup>3</sup>/sとし、このうち、河道では計画高水位以下の水位で14,000m<sup>3</sup>/s程度を安全に流下

させ、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

高潮に対しては、江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高潮による災害の発生の防止又は軽減を図る。

施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。具体的には、施設の運用、構造、整備手順等を工夫するとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る。

特に、江戸川下流部においては、河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図る。

地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図る。

## 5. 河川の整備の実施に関する事項

### 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する。なお、整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂や他機関からの建設発生土を受け入れ、築堤等への有効活用を図る等、コストの縮減に努める。

また、築堤、河道掘削等に伴い改築が必要となる水門、樋門等については、関係機関と調整の上、必要に応じ生物の移動可能範囲の拡大に配慮しつつ、整備を実施する。

(1)、(2) (略)

(3) 高潮対策

江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、高潮対策として堤防を整備する。

(4) (略)

(5) 地震・津波遡上対策

地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ

等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがある。このため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。また、津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、水門、樋門・樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進める。さらに、平成23年に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係都県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努める。

(注) 下線は当局が付した。

表2-③ 「河川津波対策について」(平成23年9月2日付け国水河計第20号、国水治第35号  
水管理・国土保全局河川計画課長、治水課長通知)(抜粋)

#### 河川津波対策について

東日本大震災では、河川を遡上し、又は流下した津波(以下、「河川津波」という。)が河川堤防を越えて沿川地域に甚大な被害をもたらした。沿岸域における津波防災を考える上で、海岸での防御と一体となった河川津波への対策が重要であることを認識し、今後の河川津波対策が円滑に進むよう、下記のように当面の河川津波対策についてとりまとめたので通知する。

#### 記

##### 1. 河川津波対策の基本

河川津波対策は、これまで個々の河川において検討実施されてきたが、河川津波は、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討する対象と位置づけるものとする。今後、河川管理においても海岸管理と一体として計画的に津波に対応するものとする。

河川管理においては、中央防災会議・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の「中間とりまとめ」(平成23年6月)を踏まえ、基本的に次の二つのレベルの津波を想定することとする。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波である。津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大クラスの津波」と称する。

もう一つは、津波による堤内地の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設画上的津波」と称する。

ここで、河川管理施設の諸元等を定める際にその対象とする津波は、「施設画上的津波」であり、施設画上的津波に対しては、海岸における防御と一体となって河川堤防、津波水門等により津波災害を防御するものとする。

「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として扱い、津波防災まちづくり等と一体

となって減災を目指す事象と考える。なお、津波防災まちづくりについては、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」（平成23年7月）を参照されたい。

## 2. 津波防御計画

### (1) 施設計画上の津波に対する津波防御の考え方

施設計画上の津波に対する津波防御の方式としては、堤防方式と津波水門方式を基本とするが、社会的な影響、経済性、津波水門の維持管理及び操作の確実性、まちづくりの観点を含めて総合的に検討した上で判断するものとし、他の手法等についても必要に応じて検討するものとする。なお、湾口防波堤等が建設される場合は、それを河川津波対策において考慮するものとする。

### (2) 施設計画上の津波外力の扱い（略）

### (3) 施設計画上の津波の設定

施設計画上の津波は、河口が位置する「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月8日、農林水産省農村振興局整備部防災課長・水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長・国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長・国土交通省港湾局海岸・防災課長通知）にある地域海岸（以下「地域海岸」という。）の設計津波と同一の津波を基本として設定するものとする。施設計画上の津波の発生時に洪水が同時生起することは極めてまれであることから、津波と洪水の同時生起は考えない。

施設計画上の津波が河川を遡上・流下する際の河口部の水位は朔望平均満潮位を、河川の流況は平水を基本として設定するものとする。平水流量が小さい河川では、河川流量を無視してもよい。なお、融雪等により河川流量が比較的大きい状態が長期間継続する場合には、津波水位の縦断分布の検討に当たって留意するものとする。

施設計画上の津波を生じさせる地震発生に伴い、地盤の沈降が想定される地域にある河川においては、あらかじめ河川縦横断形状や堤防の高さの変化として沈降量を見込むものとする。その沈降量は、当該河川の施設計画上の津波を再現する断層モデルにより算定される値を用いて設定するとよい。

### (4) 施設計画上の津波水位

施設計画上の津波の河口からの遡上到達範囲を津波遡上区間として設定するものとする。また、津波遡上区間においては、河川堤防の高さを定めるための水位として、施設計画上の津波水位を設定するものとする。

河川の津波水位は、波源域から津波遡上区間までを一連の計算として津波シミュレーションにより算定することを基本とする。津波のシミュレーションは、「平成23年東北地方

太平洋沖地震による津波の対策のための津波浸水シミュレーションの手引き」(平成23年7月、国土交通省水管理・国土保全局海岸室・国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室)等に基づいて実施するとよい。その際に用いる海域の潮位は朔望平均満潮位を基本とする。また、河川津波に関する津波シミュレーションには、非線形長波の2次元津波遡上計算を採用して実施するとよい。なお、通常、波状段波の発達による部分的な水位上昇を考慮する必要はない。ただし、波状段波の発達が顕著な場合には、津波の遡上距離が増大し、また構造物に衝突する際の波力が大きくなる場合があることに留意するものとする。

施設画面上の津波水位は、津波シミュレーションにより求められる河川津波の津波水位を  
基にし、河口の位置する地域海岸の設計津波の水位を勘案して設定する。また、河口部の施設  
画面上の津波水位と地域海岸の設計津波の水位に大きな差を生じる場合には、地域海岸  
の範囲などについて必要に応じて海岸管理者との調整を行うものとする。なお、津波シミュレーションは、一連の地域海岸に河口を有する河川を一括して行うことが一般的であり、複数の河川管理者にまたがる場合には、連携して検討することが望ましい。

河川津波の特徴として、河道の法線等に応じて左右岸で水位に大きな差を生じることがあるため、施設画面上の津波水位は左右岸別に定めてもよいものとする。

#### (5) 堤防の高さ

堤防の高さは、施設画面上の津波水位に必要と認められる高さを加えて設定するものとする。施設画面上の津波水位が左右岸で異なると、部分的に左右岸で高さの異なる堤防とすることが合理的な場合も考えられる。その場合も含め、堤防の高さは、超過洪水時等の防災上の影響や堤内地の状況等を十分に勘案し、総合的に検討して設定するものとする。また、堤防の高さは、施設画面上の津波水位の縦断分布を踏まえて、合理的に設定するものとする。

施設画面上の津波水位に加える高さは、次に掲げる事項を勘案して設定するものとする。

- ア) 隣接する海岸堤防の高さとの整合、及び湾曲部等で部分的に津波水位が高くなる箇所における洪水対策又は高潮対策との整合
- イ) 堤防の高さと周辺のまちづくりとの関係や堤防の高さの河川環境への影響
- ウ) 微地形の影響等により生じる津波水位の変動要因
- エ) 津波の遡上に伴う漂流物の発生状況

なお、現行の計画堤防の高さより著しく高い堤防が必要となる場合には、将来のまちづくりや河川環境への影響、構造面での実現性を十分に勘案し、津波防御方式の再検討も視野に入れて検討することが望ましい。

(6) 河道及び河川構造物

① 河道の条件

施設画面上の津波水位を検討する際の河道は、河口砂州のある区間を除いて将来の河川改修を見込んだ洪水防御計画上の縦横断形を基本として設定するものとする。また、河口部の河床が低いほど津波は河川に進入しやすいので、河口砂州のある河川では、河口砂州はないものとして検討を行うことを基本とする。

ただし、津波水位は河床が高いほど高くなるが多いため、施設画面上の津波水位の検討に当たっては、現況河床での津波水位に留意するものとし、必要に応じて河川津波対策のために河床掘削を優先して実施することも検討するものとする。河口砂州上の津波水位は、河口砂州が残存する場合に高くなることがあるので、検討に当たって留意するものとする。また、将来にわたる河口部の施設整備の状況や河口域の地形改変などにより、津波水位が高くなる状況も十分に勘案するものとする。

また、津波遡上区間における河積の縦断変化が大きな河道区間等では津波遡上・流下に伴う河床変動が大きくなることがあるので、津波を考慮した河道計画に当たって留意するものとする。護岸や水制などを用いた河岸防護の検討を行う際には、津波の遡上・流下に伴う局所洗掘や流体力による河岸の被災の可能性が高まることも考えられるため、設計等に当たって配慮するものとする。

② 堤防の構造 (略)

③ 堤防以外の河川構造物の構造 (略)

(7) 「最大クラスの津波」への対応への配慮

施設画面上の津波を上回る規模の津波が来襲した場合に生じる河川からの氾濫又は引き波時における氾濫水の排水など、河川における施設整備は、津波防災まちづくりにとっても重要な要素になる。また、施設画面上の津波に対する河川堤防又は津波水門の計画にあたっては、津波防災まちづくりにおける被害軽減や日常の生活環境等の観点についても必要に応じて留意するものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表2-④ 「設計津波の水位の設定方法について」(平成23年7月8日付け23農振第1154号、23水港第1068号、国水海第2号、国港海第58号農林水産省農村振興局整備部防災課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保課海岸室長、国土交通省港湾局海岸・防災課長通知)(抜粋)

設計津波の水位の設定方法等について

本通知は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(平成16年3月23日農林水産省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第2条第3号及び海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年4月12日15農振第2574号、15水港第3168号、国河海第69号、国港海第556号)2・4の適用に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえ、下記のとおり設計津波の水位設定の考え方を示すことにより、東北地方太平洋沖地震により発生した津波による被害を受けた地域における速やかな海岸保全施設の復旧計画の策定に資することを目的とするものである。

今後、設計津波の水位を設定し、又は見直す場合には、留意されたい。

(※) なお、下記については、地方自治法(昭和23年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言となるものである。

については、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

(注) 地方支分部局の各部長あての通知については、(※)以下を、「また、各都道府県農林水産主管部長(土木主管部長)には別途通知したので申し添える。」とする。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災を受けた海岸保全施設の災害復旧計画は、下記に示す方法により求めた設計津波の水位を踏まえ、策定するものとする。

記

第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 津波高さ 海岸線付近における地盤高に津波による浸水深を加えた標高をいう。当該津波高さは東京湾平均海面(T.P.)等基準面を明らかにしたうえで用いる。
- 2 設計津波の水位 海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が省令第2条第3号に基づいて定める設計津波の高さをいう。
- 3 地域海岸 一の海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分(沿岸)を「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線に分割したものをいう。

第2 設計津波の設定単位

設計津波は、地域海岸ごとに設定することを基本とする。

### 第3 設計津波の水位の設定方法

設計津波の水位は、次の各号に掲げる手順により設定する。

#### 1 過去に発生した津波の実績津波高さの整理

過去に発生した津波の実績津波高さは、各機関により実施された痕跡高調査並びに歴史記録及び文献等に津波による痕跡高の記録が残されているものを用いることとし、次の各号に掲げる措置により整理するものとする。なお、過去の痕跡高の記録を整理する際には、極力海岸線付近における記録を用いることとし、その痕跡高地点における津波の形態（重複波、進行波、不明）を区分する。

イ 痕跡高調査については、土木学会海岸工学委員会における現地調査マニュアル等に基づき行われたものを収集整理すること。

現地調査マニュアル等に基づく独自の調査成果が無い又は不足する等の理由により他機関が実施した調査結果を用いる場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループに現地調査結果として登録してあるデータ等信頼できる津波高さを用いること。

地形の改変等により、海岸線付近での痕跡高調査結果を得られない場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ調査結果等信頼できるデータにおける緯度経度を参照の上、出来る限り海岸線近くの痕跡高を収集すること。

ロ 歴史記録及び文献等の資料を使用する際は、中央防災会議等において過去に整理した津波高さを用いることとし、津波高さのデータを補う必要がある場合は、「日本被害津波総覧」等の公表資料や地方整備局、都道府県及び気象庁等の調査結果等公的な調査資料を用いること。

ハ 歴史記録及び文献等に地震発生の記録はあるが、津波高さのデータが無い場合は、津波堆積物等の調査結果から浸水範囲等を明らかにしたうえで、可能な範囲でシミュレーション等により津波高さを想定するよう努めること。

#### 2 シミュレーションによる津波高さの算定

過去に発生した津波の実績津波高さについて、海岸線付近における痕跡高など、設計津波の水位を設定するための十分なデータが得られないときは、過去に発生した地震による津波高さのシミュレーションを行ってデータを補完する。その際、中央防災会議等におけるシミュレーション結果が公表されているものについては、当該結果を活用する。

なお、中央防災会議や地震調査研究推進本部において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができる。

今後、中央防災会議等において検討が進み、過去に発生した地震の地震動推定における規模や対象範囲の見直し等が行われた場合（マグニチュードや連動型発生等の大きな地震）は、そのシミュレーションによる津波高さも適宜検討に加え、適宜見直すものとする。

#### 3 設計津波の対象津波群の設定

地域海岸ごとに、第一号及び第二号で得られた過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さを収集したうえで、横軸に津波の発生年（想定地震の

場合には右端)、縦軸に海岸線における津波高さを取り、グラフを作成する。

グラフには、一の津波に対して最も大きな津波高さの値をプロットし、重複波、進行波、不明の別も合わせて記述する。作成されたグラフから、原則として一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を、設計津波の水位設定のための対象津波群として選定する。その際、進行波及び不明に区分された津波が含まれるよう留意する。

#### 4 設計津波の水位の設定

対象津波群の津波を対象に、地域海岸において堤防位置における津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行う等により地域海岸内の津波水位分布を算出し、当該水位分布に基づき、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定するものとする。

一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なることとなると判断される場合は、理由を明らかにしたうえで、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めることができるものとする。

#### 第4 堤防等の天端高（略）

#### 第5 河川整備との整合性の確保等

設計津波の水位の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても、整合的な津波対策が必要とされることから、河川管理者との連絡に努められたい。

堤防等の天端高の設定に当たっては、河川整備計画等との調整を図るよう努められたい。  
また、港湾及び漁港の利用者への配慮にも努められたい。

以上

(注) 下線は当局が付した。